

子育て支援員研修制度に関する検討会  
専門研修ワーキングチーム（社会的養護）  
第5回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

子育て支援員研修制度に関する検討会  
第5回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）  
議事次第

日時：平成26年12月15日（月） 9：58～12：37

場所：経済産業省別館11階1107号各省庁共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）子育て支援員専門研修（社会的養護）の科目・内容（案）について（報告）
- （2）子育て支援員専門研修（社会的養護）ガイドライン（素案）について
- （3）その他

3. 閉 会

○新保座長 それでは、定刻より少し早いですが、坂本委員は少しおくれるという連絡が事務局に入っているようですので、ただいまから第5回「『子育て支援員研修制度に関する検討会』専門研修ワーキングチーム（社会的養護）」を開催いたします。

構成員の皆様方には、大変多忙なところを御参集いただき、ありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より資料の確認と構成員の出席に関する報告をお願いいたします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に、議事次第がございます。

資料1「第4回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）での主な意見と論点等」。

資料2「社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ（案）」。

資料3「子育て支援員専門研修（社会的養護）の科目・内容（案）」でございますが、見え消し版と溶け込み版、両方資料3として2部つけさせていただいております。

資料4「子育て支援員専門研修（社会的養護）研修ガイドライン（P）」となっております。

参考資料1「専門研修ワーキングチーム（社会的養護）から検討会への提案事項。1枚です。

参考資料2「第3回子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」資料。検討会での資料でございます。これは前回もつけさせていただいたものです。

参考資料3「第4回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）の資料5 子育て支援員研修と養育里親研修について（案）」。これは前回のワーキングチームにつけておりました資料でございます。

以上、お手元でございますでしょうか。

それでは、次に構成員の出席状況でございますが、本日は、欠席の方はおられません、先ほどお伝えさせていただきましたように、坂本構成員が飛行機が少しおくれたということで、30分ほどおくれそうだという御連絡をいただきました。

以上でございます。

○新保座長 ありがとうございます。

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の全体の流れについて、まず、議事次第に基づいてお話をさせていただきたいと思っております。

本日は、まず、議事の（1）にあります研修科目・内容について、我々が検討してまいりました科目の内容等についての報告について、案をまとめましたので、その内容について事務局から御報告いただくという点が第1の点です。

第2の点は、ガイドライン、科目の内容等の報告を受ける形でガイドラインの素案を作成していただいておりますので、それについての御意見を伺うということ。

そして3つ目として、そのガイドラインや科目などに基づいて、専門研修を受けた人たちをどのような形で活用するのか、活用策についてのこと。この3つのことについて、主としてきょうは御議論いただければと思います。

繰り返します。最初は、専門研修の報告書の内容について、科目内容を中心に御報告をいただくということが第1点。第2点目はガイドラインについて御意見をいただくということ。そして活用策について御意見をいただくということが3点目ということになります。

それでは、まず、初めに議題（1）の研修科目・内容について、事務局から御報告をお願いいたします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それでは、まず、最初に、前回の経過と申しますか、御意見をまとめたものを御説明しまして、それを反映しましたイメージ案。次に、前回、座長預かりとなりました科目内容についての御報告をさせていただきます。

資料は1から3までを続けて説明させていただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、資料1をごらんください。

前回の御議論でいただいた意見と、それから論点等、方向性等をまとめたものです。

1つ目が【イメージ図（案）について】。

「里親・施設等のボランティア」についてという記載がございましたので、その点について、ボランティアという言葉が少しイメージに合わないというような御意見でございました。

また「社会的養護の補助的な支援者」ということについて、少しファミリーホームの養育補助者、小規模化した施設の補助職員とその補助的な職員を指す言葉がその業務によって違うので、それらをまとめたような言葉があればというような御意見がございました。

一部、十分ではございませんが、それを反映したイメージ図を一部修正いたしております。

次に【基本研修における「子ども虐待と社会的養護」について】ということで、基本研修のこのカリキュラムの1科目に「子ども虐待と社会的養護」というものがございしますが、その内容について、DVについての記載をということでございます。専門ワーキングチームの意見として、子育て支援員研修修了者が理解しておくべき基本的な内容ということで、検討会に提案してはどうかという方向性でまとめております。

次に2ページをごらんください。

【「（4）家族との連携」について】というところで、目的の③に「ペアレントトレーニングなど」あるけれども、それは支援の一手法であると。支援の目指すところとして「家族再構築支援」としてはどうかという御意見がございました。

また、それに関連して「家族再統合」という言葉もあるが、併記するのはどうか。

あるいは、母子生活支援施設では「再統合」というのは、ちょっと不十分なことで「家族再構築」という言葉がよいのではないかということで、最終的に家族再構築支援と修正

する方向にしております。

それから、そのこの部分の議論の中で「家族」それから「保護者」が両方用いられているわけなのですが、「保護者」というのは、法的に明確に規定されているものであるし、親族も含めた「実家族システム」という概念で支援を考えるということもあるので、全て「家族」で置き換えてはどうかという御意見ですとか、里親研修では「実親支援」「実親との連携」という使い方をするというような御意見もいただきました。

方向性としては、子どもの自立の過程において必要な家族と子どもとの関係について大枠を理解した上で、次に保護者に焦点を合わせて「保護者の抱える困難」について理解する。そして、家族再構築について理解するというような、そういう視点で家族と保護者を使い分けてはどうかという方向性でございます。

いただきました御意見の詳細については、ガイドラインのほうに記載するような方向で考えております。

それから【「(8) 緊急時の対応」について】でございますが、内容の「③配慮を要する対応について」というところで「③食物アレルギー等」という具体例を出しておったのですけれども、例えば、DVの観点では「連れ戻し等への対応」が配慮を要するですとか、また追跡に対する配慮ですとか、また最近では「不審者の対応」など、配慮を要することはさまざまあるという御意見がございました。

それから、ちょっとこれは一緒にしてしまったのですが、目的の「⑤加害者対応について」ということを出しておったのですけれども、それはちょっと表現がわかりにくいというようなことでした。

方向性としましては、さまざまあります具体例は記載しないようにいたしまして「配慮を要する対応」とさせていただきます、ガイドラインのほうにそれぞれの配慮すべき内容について具体的なところを記載するというようにしてはどうか。

同様に、説明が必要な「加害者対応について」は「配慮を要する対応」のガイドラインのほうに記載するようにして、科目の目的からは削除してはどうかということで、方向性を考えております。

4 ページにまいりまして【「(9) 施設等演習」について】、かなりさまざまな角度から御検討いただきました。まず、映像としておりましたが「映像」というと動画だけをイメージするところもあるので「画像」としてはどうか。それから「鑑賞」となっていたのは「視聴」としてはどうかということです。

それから、それに関しまして、こちらにありますような、ちょっと省略しますけれども、御意見がありました。

次の枠ですけれども、実施場所、施設等で実施機関の職員が演習を行うのはどうか。

これに関しましても、見学できるということが理想ではないかという一方で、例えばファミリーホーム等小規模な現場で研修生を受け入れるのは難しいのではないかというような、こちらにあります最低限の決まりだけを決めていくということではどうかというよう

な御意見がありました。

3つ目、ファミリーホームの養育補助者の養成を主たる目的とする場合ということを考えれば、見学や演習もファミリーホームに合わせた内容にしてはどうかという御意見がございました。

社会的養護の「入り口」とうことで考えると、一般的な施設との様子を理解した上で、社会的養護の中で職員が感じたやりがいや苦勞などを感じとれる内容として、この分野の人材として期待していることが伝わるものにしてはどうかという御意見もありました。

全体的に論点・方向性としましては、現場の理解としての画像または見学は地域の実情に応じて、講師になられた方の選択に任せることとしてはどうかということでございます。

演習につきましては、小規模化した施設かファミリーホームをベースに里親との関係などに触れる内容にしてはどうかという御意見もございました。

細かい点につきましては、ガイドラインに記載することとして、30分の画像等による現場の理解と90分間の演習という枠組みをまず規定するというところでどうかという方向性でございます。

資料1の説明は以上でございます。

これらを反映いたしまして、まず、資料2、イメージ（案）であります。右側の子育て支援員研修の枠の中の中央部分「子育て支援員専門研修（社会的養護）修了者」という赤い字で地がオレンジのところの部分の「（活用例）」のところ、ファミリーホームの養育補助者、その下の段ですけれども、里親や施設の補助的な支援者と表現させていただいております。

資料2は修正は以上でございます。

資料3でございますが、見え消し版のほうを見ていただけたらと思います。

こちらは、これまでの御議論を踏まえて、座長、座長代理、事務局で確認をいたしまして、このワーキングチームの案としてまとめたものでございます。

前回からの修正点につきまして、御説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

青字は座長、座長代理、事務局で議論しまして、修正した部分でございます。

1の（1）は変更ございません。

1の（2）でございますが、内容「子ども・保護者の最善の利益」というところで、これを「子どもの最善の利益」といたしました。議論があったところですが、ここで言う「子どもの最善の利益」は、子どもにとっての最善の利益であって、ときにそれが保護者の利益と考えられているもの、保護者が自分の利益と考えられているものと対立することもあるけれども、子どもの最善の利益を考えて、社会的養護の支援をするという視点でここは子どもとさせていただきます。

②につきましては、そのまま「子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み」となっております。

③④につきましては、被措置児童等虐待の防止を先に記載すべきという御意見がガイドラインの部分でもございましたので、これは順番を変えまして、③を「被措置児童等虐待の防止」、④を「養育者・支援者の資質、メンタルヘルス」といたしました。

ここで、注釈のように子ども等の説明をつけていたのですが、ここはあえて削除させていただくことにいたしました。

それから、目的のほうの①は、先ほどの修正に伴いまして「子どもの最善の利益」ということで修正いたします。

②は「子ども・保護者」と記載しますので「等」は抜くということです。

③④は順番の入れかえだけでございます。

次に、2ページ、これは基本研修のほうの子ども虐待と社会的養護の科目でございますけれども、ここの目的の①「子ども虐待（家庭における配偶者に対するDVを含む）」という形でDVが含まれていることを明記するというところで提案したいと考えております。

3ページをごらんください。

3ページの目的の①は、記載自体が①に対応する目的のところが丸々抜けていたところがございますので、御指摘いただきまして「①子どもの発達段階について理解する」というものを入れていきます。

それに伴いまして番号がずれております。

修正は以上です。

2の「（4）家族との連携」につきましては「家族再構築」というところ、赤字のところは特に先ほどの御意見のところでも御説明しましたように、前回の御議論を反映しているところがございます。

それから、4ページ、3の（6）です。遊びに関するところで、目的の③、原案では基本的原則と続いていたのですが、そこの前に「『遊び』を支援する際の基本的原則と」という説明を入れる形にいたしました。修正ですね。

3の「（7）支援技術」につきましては「①子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル」という形で説明を入れております。

目的の②の「る」というのはちょっと文字が抜けておりました。脱字でございまして、その分を加筆しております。

3の「（8）緊急時の対応」。内容の「②緊急時の連絡対応について」という形、体制となっていたところを対応に変えています。

目的の③、こちらは「配慮を要する」という形にしまして、ガイドラインのほうに記載するようにしております。「⑤加害者対応について」は削除しております。

5ページをごらんください。

4番は内容から「演習」とさせていただきます。

そして「（9）施設等演習」で内容の①は「社会的養護の現場の理解（画像等）」と記載します。「②演習」ということで「支援者とのグループワーク」という記載は削除いた

します。

目的のほう、あるいはガイドラインのほうに記載するというので、演習とだけさせていただきます。

目的の欄も①につきましては「映像鑑賞等」となっておりますので「画像視聴等」に修正いたします。

以上の修正をもちまして、最終のワーキンググループ（案）として、明日開催されます検討会に報告させていただくという形で考えております。

説明は以上となります。

○新保座長 ありがとうございます。

ただいまから、前回の御意見とイメージなどに基づいて、研修科目・内容についての御報告の説明をいただきました。

科目・内容等の策定に当たっては、皆様方に貴重な御意見をいただいたり、そしてメールなどで事務局に御意見をいただけたことをとてもありがたく感じております。明日、開催予定の親会で私のほうから御報告をさせていただくことになるかと思っております。

今、ざっと見て、とても気になるところがあったら、御指摘いただいてもよろしいですか。とても気になるというところを。もし何かさっと直せるようなものがあったら。

よろしいですか。

○芹澤構成員 済みません。1点だけいいですか。

○新保座長 はい。

○芹澤構成員 4ページが一番下「(8) 緊急時の対応」のところの内容の②のところなのですが、緊急時の連絡、中黒は要らないのですか。「連絡・対応」のほうが私はいいのかなと思ったのですが。それだけです。

○新保座長 いかがでしょうか。連絡と対応を別にすることですね。

○芹澤構成員 そういことです。

○新保座長 これは事務局としてもよろしいですね。

ほかに何かお気づき。どうぞ。

○湯澤構成員 済みません。言葉遣いの小さな点なのですが、2ページの青字で①に加えていただきました「(家庭における配偶者に対するDVを含む)」で、DV法との絡みで行くと「配偶者からのDV」とか、「配偶者によるDV」のほうが言い回しとしてはよろしいのかなと思いましたが。

○新保座長 今のを正確な。

○湯澤構成員 「配偶者によるDV」とか「配偶者からのDV」かどちらかが。

○新保座長 家庭における配偶者からのDVを含む。

○湯澤構成員 配偶者からの暴力の防止に関するとか、法律にはもうそうなっておりますので、そちらのほうの方が文言としてはよろしいのかなと思いましたが。

○新保座長 ちょっと私も気になっていって、今、配偶者、これは配偶者という言葉は法



的な関係のことをイメージしますよね。これはパートナーとか言うのでしょうか。これは何という表現がいいのでしょうかね。

○湯澤構成員 法律上も、今、「等」が入っていますね。新しく、今、法律が改正して「等」が入りましたね。

○新保座長 そうでしょうね。だとすると、そこも変えたほうがいいかもしれませんね。

○大隈家庭福祉課長 配偶者等から。

○新保座長 はい。多分、婚姻関係を結んでいない場合とか。

○湯澤構成員 そうですね。

○新保座長 いいですか。この修正はよろしいですか。

ほかに気づいたこと。よろしいですか。

ありがとうございました。

もう一つ、きょうで最後になりますので、後ほど皆さん方から全体の御感想などを5分ぐらい時間がとれるみたいですので、お話をいただきたいと思っております。

それでは、次に、第2点目及び第3点目の論点、議題でありますガイドライン及び具体的活用策について、御意見を伺いたいと思います。

事務局から、まず、説明をお願いいたします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 資料4をごらんください。

済みません。その前に参考資料1を少しごらんいただいているいいですか。先ほど説明が抜けていましたので、申しわけございません。先ほどの説明の補足ですが、検討会のほうに御意見として述べさせていただきましますのは、この第4回のワーキングチームで出た御意見と、それから裏面の第3回のワーキングチームで出ていました御意見をまとめて、そのときに方向性として検討会のほうにお伝えしていくということで申し上げておりましたので、これらについて、検討会のほうに御意見としてワーキングチームで議論した中で出ていた意見として報告させていただきます。これを御紹介させていただくのを忘れていましたので済みません。補足させていただきます。

続きまして、資料4に戻っていただけますでしょうか。

資料4のガイドラインでございますけれども、このガイドラインにつきましては、大枠のほうは検討会のほうで全体の全国共通の部分で枠組みを決めていくことになりまして、その内容につきましては、参考資料2に大枠の考え方が検討会資料で出されておりますので、また後ほどごらんいただければと思うのですが、社会的養護のワーキングチームのほうでは、その中の特にこの科目内容について、全国の共通のものであり、また支出の担保を図るために、どういうところに注意を払っていくかということを示すものとしてガイドラインを示していきたいと思っております。

その考え方、記載すべき内容について、こういう形で、今、まとめさせていただいております。

ですので、基本的考え方を前回案としましては、全体に係るような説明の仕方にやや

なっておったのですけれども、今回の修正案としましては、この社会的養護コースのことがよくわかるような説明に集中した書き方にしております。

ワーキングチームの開催予定が、今回、一応最終回を予定しておりますので、事前にごらんいただきまして、いただきました御意見を反映させた形で本日の資料4にさせていただいております。

ちょっと色や記載の仕方で分けていますのですけれども、お寄せいただきました御意見で、紫色は事務局のほうで御意見を受けて加筆したものでございます。

吹き出しの形で書かせていただきましたのが、湯澤構成員からいただいた御意見です。

青字で書かせていただきましたのが、薬師寺座長代理からいただいた御意見です。

後で出てきます緑色の字でいただきましたのが、芹澤構成員からいただきました御意見です。

本日、それに加えて、また御議論いただければと思っております。

内容でございますが「基本的考え方」につきましては、読み上げます。

「社会的養護コースの専門研修については『社会的養護の入り口』としての社会的養護の基本的知識をもつ人材層の充実を目的として、社会的養護に関する基本的な理念・対象者の理解・支援技術を学ぶ内容とする」としておりました。

この部分で、吹き出しの部分「人材層」という言葉がわかりにくいのではないかと御意見で、人材をふやすという意味と、人材育成の中身を充実するという両方の意味が含まれているのではないかと御意見でしたので、修正案としましては「基本的知識をもっており、社会的養護の支援人材となり得る層の充実」ということで、下線部を修正してはどうかと考えております。

次の丸ですが「科目構成は、ファミリーホームや小規模グループケア等の社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる、虐待を受けた児童等社会的養護を必要とする子どもの理解など、社会的養護の基本的理解や支援技術などを学ぶものとする」。

次の丸「本ガイドラインは、科目内容のねらいや活用策を示すことにより、全国共通の研修制度として、その内容の質の担保を図るとともに、本研修の活用促進に資するために策定するもの」としております。

下の枠組みの中は、全体の科目の構成を示したものです。

科目の修正に伴いまして、一部修正しております。

2ページをごらんください。

2ページの「社会的養護の理解」のねらいのところ、⑤に「社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する」と御意見いただいております。

主な内容の④「実施自治体における社会的養護の状況」ということで御意見をいただいております。「⑤社会的養護と自立支援」というところも主な内容に書いております。つ

け不足ような御意見をいただいております。

それから、特記事項等という形で、さらに詳細にこちらのワーキングチーム内で御議論があった部分を加筆するような形の欄を設けてみましたが、これにつきまして①「背景となる少子化、子ども虐待、子どもの貧困、DVなどを含めるとしておりましたが、子どもの「ども」が漢字でございまして「子ども」と記載がそろっていないので。統一してはどうかということで「子ども」に統一する形で修正しております。

あと、特記事項の②、この特記事項における番号は、上のねらい、主な内容に合わせたものになっておりますので順番にはなっておらず、特に特記事項がある部分だけ記載しております。

②につきましては「子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む」という基本理念を明確に伝える。

④「家庭的養護推進計画」や「都道府県推進計画」など、実施自治体における状況も盛り込み、具体的に説明することが望ましいとしております。

3ページでございます。科目内容の修正に伴いまして、加筆修正した部分は省略させていただきます。このページは、特記事項の欄だけ新たに御意見をいただいた部分でございます。特記事項の①は「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」があることを伝える。内容に詳しくというよりは、そういうものがあるという御紹介ということで御意見がございましたので、そのように記載しております。

「②意見表明等の仕組みだけではなく、対象者の尊厳として、子ども・保護者をいかに尊重しながら生きていくのかを伝える」ということですが「生きていく」という表現が意味が少しわかりにくいのではないかとということで「支援する」と修正させていただいております。

「③被措置児童等虐待対応ガイドライン」に示された被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨を伝える。

「④養育者・支援者として子ども・保護者の権利をできること、また、同時に自らの権利も遵守されるべきことを理解し、養育補助者として適切な助言等を主たる養育者、専門職員から受けながら協力して養育支援に携わることを伝える」ということを盛り込んだ御意見をいただいております。

4ページをごらんください。

「対象者の理解」につきまして、こちらは先ほどの科目の検討会のほうと同じくなのですが、結局、③虐待、家庭における配偶者。これは配偶者等からのDVを含むに修正いたしますけれども、子どもに及ぼす影響となっておりましたが、こちらにつきましては、DVの目撃も被害であって、子どものみならず、家族にも影響を与えるということで「子ども・家族」と修正をしております。

特記事項等のほう、②ですが「思春期の問題行動の受け止め方、子どもの性問題への対応、子どもにとっての自立、自立に向けて行われるライフストーリーワークについても伝

える」。このようなことが1つ1つを掘り下げていくことがなかなか難しいと思いますが、  
どういう取り組みをしているかということ伝えていくということです。

「⑤支援者の発言や行動が傷ついた子ども等にどのように受け止められるのかを理解し、  
二次被害を引き起こさない対応について伝える」記載しております。

5 ページです。

ねらいの②保護者の抱える困難に障害、DV、貧困等となっておりますが、精神疾患を  
抱える保護者も多いことから「障害・傷病」としてはという御意見でそこはそのとおり修  
正案をつくっております。

家族再構築支援の実際ということと。

特記事項の「①保護者だけでなく、親族や兄弟との連携など、子どもの自立の過程にお  
いて必要不可欠な家族との連携について伝える」ということで修正をちょっと、家族シス  
テムの前に説明とシステムのほうは削除する形で修正をしております。

特記事項「②一方の保護者が加害者であるなど、保護者の養育等を阻害する要因につ  
いて伝える」。

「③ペアレントトレーニング等の養育スキルを高める支援、就労支援等保護者の抱える  
困難を解決する支援などがあることを伝える」という特記事項を加えております。

6 ページにつきましては、特に修正はございませんが、これまで出ていた意見を記載し  
た形で記載しておりますので、自治体で作成して支援マップなどを用いて具体的に理解で  
きるようにするですとか、関係機関とのチーム対応の意義を伝えるですとか、支援対象者  
が特に医療的なケアを必要とするなど、緊急連絡対応など、そういう配慮を確認しておく  
必要性などを伝えるという形で特記事項を記載しております。

それから、7 ページですけれども、こちらは先ほど科目にいただいた修正と特記事項の  
「③支援者として『遊び』を体験しながら、子どもの支援につながる「遊び」について伝え  
る。

「④子どもの年齢に応じた性の発達、身体接触など『遊び』の中でも配慮が必要であるこ  
とを伝える。

例として、楽しいこと、身体を使うこと、自発的に参加でき、自分の意思で拒否できる  
こと、誰かとつながった感覚を持てるような遊び、状況が自分でコントロールできるよう  
に子どもの状況に応じ、難易度も考慮することなどがあると。ワーキングの中でいただき  
ました御意見を反映させております。

8 ページでございますけれども、こちらは、主な内容のほうに具体的に書いておりまし  
た記載を特記事項という欄ができましたので、そちらのほうに移してはどうかという形で  
②のほうへ記載をしております。

そのほかも、特記事項につきましても、少しこちらで御議論があったところを詳しく記  
載するという形になっております。

1 番目は「子どもの傾聴と共感、子どもが虐待の話が始めたときにどう対応するかなど、

具体的な場面を想定した演習を行う」。

それから「②生活場面におけるほめ方、しかり方など、コモンセンス・ペアレンティング・プログラム等の支援技術を踏まえた言葉かけ、年齢ごとの1日の流れの理解と支援について伝える」などです。

③は「日誌を含めた記録の意義について理解し、主たる養育者や専門的職員等が状況を共有できる書き方、子ども等の理解につながる記録の視点について伝える」。

④「見聞きしたこと、経験したこと、またそれらを記録したことに含まれる個人情報の保護について徹底する。特に社会的養護を必要とする子ども等の安全を守る観点から十分にそのことを伝える」ということを特記事項にしております。

9ページでございます。「緊急時の対応」。

こちらは、特記事項の③に、例えば、食物アレルギー、持病等の対応、被虐待児やDV被害者に対する加害親・加害配偶者、ここは「等」が必要かもしれません。いただきました御意見で等の追跡や連れ去り等への対応、子どもの怪我等を発見したときの対応など、専門職員が配慮している対応について、共通認識を持てるように具体的に伝える。

「④危機場面に直面した場合に最低限取らなければならない行動や、予防的な対応について伝える」としております。

10ページでございます。

こちらは先ほどの資料1にもございましたように、いろいろ御議論いただきました部分を一部特記事項の欄に反映しております。

①につきましては、地域の状況、実習先としての施設等の受け入れ状況、措置（委託）されている子どもへの配慮などを考慮しまして、映像や写真などを用いる場合や、施設等を見学する場合などが考えられる。いずれも子ども等の生活の場であることを理解できる内容とする。

それから、養育補助者として期待される領域を考慮して、里親、ファミリーホーム、施設の小規模グループケア等を中心に、また、社会的養護の入り口としての人材という観点から、さまざまな社会的養護の状況がわかるような教材を用いること望ましいとしました。

②施設職員等が社会的養護の支援者としてかかわる中で体験したうれしかったこと、難しいと思ったこと、悲しいこと、苦勞したことなどを伝えながら、研修受講者とグループワークするなどによりまして、社会的養護の支援者としてのやりがい、補助的支援者に期待することなどを伝える内容が期待されるといたしました。

以上が科目に対するガイドラインの内容でございます。

以降、こちらのほうは活用策がありまして、案1から案5までありまして、これまでも添付してございました内容でございますので、さらに御意見をいただければと思っておりますが、案5、15ページをごらんください。

15ページにつきまして、文言の修正をいただいておりますので、これは反映させたいと思っております。

説明は長くなりましたが、以上でございます。

○新保座長 済みません。15ページは「中高生の」ところはもともとは何が入っていたのですか。1人当たりの居場所だったのですか。原案は。

○芹澤構成員 そうです。

○新保座長 原案はそうなのですね。

それを中学生に限定したという、狭くしたという。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 いえ、文言の言葉の並び方を。

○芹澤構成員 後ろの中高生を前持ってきたと。

○新保座長 もともとの範囲は中高生だったのですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 いえ、御提案いただきました内容だったので、発言の中でそのようにおっしゃっていたところをそのままとったところがあるのですけれども、発言いただきました芹澤構成員のほうから修正をいただいたので。

○新保座長 いいですか。これは。

私、この文言だけを見ると、もともとはひとり親家庭の全体をイメージしているのかなと思っていただけれども、その中の中高生だけの居場所に焦点化するということは、積極的にやる意味があるという趣旨だったのですか。

○芹澤構成員 と私は思っていたのですが、学習支援と居場所というのが1つでセットで言ったのが、中高生が間に入ってしまったので、中高生を前に持ってきて、中高生の居場所と学習支援というほうがいいかなと。

○新保座長 いいと。

では、芹澤先生のところでは、このほうが使いやすいという。

○芹澤構成員 そうですね。

○新保座長 はい。わかりました。それでしたら結構です。

ありがとうございました。

それでは、御報告いただいた研修ガイドライン及び研修を受けられた方の活用策、こう活用していただければありがたいなことなどについて、自由に御議論いただければと思います。どこからでもとも思いますが、最初から見てみましょうか。資料4の1ページ目、これは最初の全体像をお書きいただいたもので、紫の言葉が加わることによって、とてもわかりやすくなったかなと思って、とてもありがたいと感じました。

よろしいですか。1ページ目。

では、2ページ目はいかがでしょうか。「社会的養護の理念」というところに書いていただくということです。

皆さん、お考えのときに、講師要件が一番下にそれぞれ書いてあるのです、ほぼ全ては講師要件は2ページ目にあるものをそのままずっと後ろまで来ているのですが、最後の演習のところは書いていないのですね。先ほどの御説明になかった10ページの演習のところですね。これは、まだ決まっていないところについては考えたほうがいいですね。これに

ついて、演習の要件というのは、多分、2ページにある要件よりは広くしなければいけないかなと。広くしたほうがいいのではないかなと思うので、どのように書くのかというのは、それぞれのページを見ていただきながらお考えいただけないでしょうか。

特に、演習のときの講師要件というのは、実践現場にお詳しい方にやっていただいたほうがいいだろうと感じますので、そのあたりもちょっと頭に入れながら、全体を見ていただければと思います。

では、もう一度2ページ目にお戻りください。

青で修正いただいたこと、それから「子ども」という表記について統一案が出ているということ。それぞれいかがでしょうか。現在はこの修正後のもの、修正していただいた後のものが現在の皆さんに御議論いただきたい原案ということになります。

わかりにくいところ、ここはもう読み手にとってわかりにくいからどうかというのも勘案しなければいけないことだと思います。

どうぞ。

○坂本構成員 済みません。この講師要件のウですけれども、施設の方の等の長という感じになっているのですけれども、これは施設長や院長さんみたいな感じということですか。

○新保座長 少なくとも読めますよね。

○坂本構成員 読めますね。

長もいいのですけれども、もっとスーパーバイズなどをしておられるような方とか、そういう本当に現在、子どもに対応しておられる。子どもに向き合っておられる方も含めることはできないのでしょうか。

○新保座長 という御提案ですね。そのほうかいいだろうという御提案だと思います。

○坂本構成員 ええ。まあそういう方もいいのだらうと思います。

○新保座長 多分そういう、いかがですか。院長とすると。

○芹澤構成員 私も主任とかを出しても全然いいのではないかと思います。

○新保座長 はい。よろしいですね。

では、講師要件のウのところは長だけではなくて、どうでしょう、何と書いたらいいでしょうか。今、スーパーバイズをされている方、それから指導的立場にある方、でもスーパーバイズとちょっと違うのかな。

○小木曾構成員 一応、基幹的職員研修というものがあります。

一応受けているところは明確なセッション。

○新保座長 では、基幹的職員もしくは基幹的職員研修を受けている者。

基幹的職員のほうがいいですね。

○芹澤構成員 施設長または基幹的職員。

○新保座長 そうですね。ではそれでいいですか。

ではそこを修正させてください。

あとはいかがでしょうか。

では、2ページ目に行きましようか。

2ページ目。どうぞ。

○薬師寺構成員 済みません。ちょっと私のほうで修正させていただいたのは、その科目・内容案を反映させた部分がすごく多くて、このねらいのところに被措置児童等虐待の防止に関するところが抜けていますので、ねらいの③なのですけれども「被措置児童等虐待及び防止に向けた取り組みについて理解する」というような文言が必要かなと思います。

○新保座長 ごめんなさい。今のものは、資料3と突き合わせてみないといけないようですね。

○薬師寺構成員 資料3の1ページの目的の③のところに被措置児童等虐待及び防止に向けた取り組みについて理解するというものがありますので、これをねらいの③に入れて、1つ繰り下げて④養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解するをお願いします。

○新保座長 これはそうですね。

多分、入れていただいたほうが良いと思います。文章としての整合性がとれると思います。

目的の③のところがガイドラインのねらいの中に入っていないので、それを③として入れていただき、③という数字を④に後ろにずらしてくださいという提案だと思います。

これは、多分、ガイドラインと科目・内容（案）との整合性をとる上ではとても必要な御指摘だと思います。

ほかに何かお気づきの点はありますか。

お願いします。

○小木曾構成員 今と関連するのですけれども、ちょっとこの間、私も施設長の研修を受けたのですけれども、被措置児童虐待防止のガイドラインというものだけ説明しても、かなり多岐に渡ってしまっていて、こんなことも被措置児童の虐待に当たるのかというようなところで、かなりそこら辺が、今、現場の中では話題があって、厚労省さんのほうから出している具体例とか、実際にこういうことも回答するのだよというのがちゃんと示されないと、ただこういう、今、現場ではやはり体罰はいけませんとか、こういったかかわりはいけませんということだけ出ても、なかなか我々施設長でもその辺はちゃんと勉強していかなければいけないし、その辺の現状を知っていけないと、やはりただだめだと、ただ暴力を振るってはいけないということだけで済まなくなっていますので、その辺のところをちゃんと伝わるような、ガイドライン、資料のほうでもそうなのですけれども、ですから、具体例というか、具体的な場面というのが想定できないと、ただこういうガイドラインが、こういう規定がありますよというだけでは、なかなか正直言いますと、専門職というか、ある意味でのその辺が専門性がかかわってきていて、支援員さんだからそれで済むのだという話ではなくて、逆に言うと、そこをきちんと押さえていただかないと、かなり現場としては不安だと思います。



だから、今、結構、第三者評価もそうなのですから、権利擁護とか、そういったものの研修を必ずやっているかというのは、すごく評価の規定になりますので、ある意味支援員さんにもそういった現場の状況に対して、最初から御理解をいただいて、非常勤だから、常勤だからというものにかかわりなく、子どもに対しての権利保障もしくは具体的に体罰禁止というのはどういうことなのかとか、例えば大声を張り上げてはいけないということもあつたりとかして、非常に、今、その辺は現場のほうは相当慎重に子どもとの支援関係をつくっていますので、その辺もどうそれを入れるか難しいのですけれども、今、ちょっとそういう。

○新保座長 私が聞きしたいのと、どう書いたらいいでしょうか。

○小木曾構成員 だから、少なくとも、この間も厚労省さんのほうの出していただいている事例に関しては、参考としてやはり入れていただくというようなことも、どなたが、今、講師になるかわからないですが、具体的にはそういったものは必要なのかなと思います。

○新保座長 例えば、小木曾構成員がこの講義をされるとするならば、どうここを講義されますか。

○小木曾構成員 そうですね。具体的な被措置の虐待というような状況の具体的な事例を、厚労省のそういった事例で取り上げながら解説するとか、そのようなことは最低限やっておく必要があるかなと思います。

○新保座長 それで、多分、入り口の人であるけれども、でも最低限押さえておいていただかなければいけないことがある。それから、時間が限定されるということは、ある面、典型的な事例をもう書く必要があるかもしれませんね。つくっておく必要があるかもしれませんね。

○小木曾構成員 規定だけ説明しても、より具体的な場面を幾つか取り上げて、それに関して理解をいただくというほうがよろしいかなと思うのです。

○新保座長 そうですね。

ということは、具体的な場面をお伝えする。

○小木曾構成員 挙げながらとか。

○新保座長 挙げながらお伝えするという記載の仕方が望ましいのでしょうか。

○山本構成員 乳児院でも児童養護でもチェックリストがありますよね。そのチェックリストを基盤としながら、講義の中で具体的な事例を入れ込んでいただくという、基本チェックリストを活用するというようなところでいかがでしょうか。

○新保座長 そうすると、チェックリストを活用しながら、具体的な事例を提示して進めていくと。

○山本構成員 講義の中で。

○新保座長 講義の中で進めていくと。

○山本構成員 児童養護もありますし、乳児院もあります。母子生活支援施設はありますか。

○芹澤構成員 それはないです。

○新保座長 限られた時間ですので、多分、具体的な事例が必要になるだろうということですね。これをお伝えする上です。

○山本構成員 そうですね。里親さんの研修などの場合は、チェックリストを提示しまして、こんなこともポイントとしてあるのだなということを目覚めていただいているのです。

○新保座長 チェックリストは何項目ぐらいあるのですか。

○山本構成員 児童養護は多いですよ。

○小木曾構成員 相当多いです。

○新保座長 だとすると、限られた時間の中でそれを全部それをお見せしていたら終わってしまいますね。

○山本構成員 ですから、見るだけ参考資料ですね。

ですから、この趣旨伝えるというこの3番の文言でよしとしながら、その講義の中ではチェックリスト等を活用するというようなところで、目を通していただくという範囲でいいのかなと思うのです。

○新保座長 そうすると、文言はこのまま。

○山本構成員 と私は思うのですけれども、どうでしょう。

○新保座長 でも、そうすると、もとの趣旨が伝わらないですね。

入り口の人だからといっても、そこにいて子どもに接することになるのだから、どうしても具体的な場面をイメージしていただく必要があるだろうということの御趣旨ですね。

○山本構成員 多分、講師をお受けになられる方が、何かの注意をするときに、手を引張って、その子が例えば転倒してしまったと。ではそれも、それは不適切なことになるのだというようなレベルのところ、こういうことを目覚められていないという方が多いということをおっしゃっているのですよね。

ただ、その基本中の基本になるのは、被措置児童虐待対応ガイドラインになるのかなと思うのですけれども、具体的なこともかなりてんこ盛りになってしまう。子どもに恐怖を与えないというようなかわりをしてはいけないというようなところで、説明すると、割とすっと入ってくるのですけれども、やはりかなり多岐にわたってしまうかなと思うのです。

○新保座長 入門の方に対して、子どもに恐れを与えないようにするとか、恐怖を与えないようにするというような表現で講義をしたとしますよね。それを受けた初任者の方、恐怖を与えないほうがいいのだと思って、それでやられる内容というのが、皆さん方がその言葉を聞いたときに、恐怖を与えないようにしようというやり方と同じかどうかという、かなり落差があるような気がするのです。こうやって失敗したという事例があったり、こういう恐怖を与えないようにするという表現をしても、認識の仕方がずれているというようなことがわからないと、入門者の方には伝わりにくいのかなという気がするのです。

○山本構成員 そうですね。それが一番里親制度の中での研修の難しいところなのです。

○新保座長 ああそうなのですね。

○山本構成員 それが一番難しいところなのですよ。かなり深いと御理解いただく。

○新保座長 ですよ。ここのところは、多分、それをやらなければいけないのかなと、入り口のところだからこそ。

もし何かあったらお願いします。

○湯澤構成員 文言が趣旨を伝えるで終わってしまっているの、趣旨を伝え、具体例から理解するとか、何か一言入れるとよろしいかと思います。

○新保座長 趣旨を伝え、具体例から理解すると。

○湯澤構成員 はい。

○新保座長 いいですね。ありがとうございます。

そういう表現でいいですか。

ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点をお願いします。

なければ、先に行きます。

4ページはいかがでしょうか。

これは③のところは、先ほどの修正と同じ表現で直していただければと思います。「家庭における」のところ「配偶者等」とするとか、先ほどの御指摘のとおり修正をお願いします。

ほかに何かありますか。

お願いします。

○佐野構成員 講師要件なのですが、これも「1-(1)と同じ」となっています。ここは児童心理司がやる分野かと思っているのです。

○新保座長 ここは4ページのところですか。

○佐野構成員 4ページのほうです。発達段階であるとか、なのでもうちょっと先に戻るのですけれども、講師要件のところ。児童相談所長又は児童相談所において5年以上従事という、異動の多い児童相談所に5年いるという方がとにかく少ないのではないかなと思っております。ここを児童福祉司等で5年以上というのは、もうちょっと考える余地はあると思うのですが。

それから4ページの要件に、児童心理司を加えるということはいかがでしょう。

○新保座長 2ページの講師要件に戻りますが、そこに児童心理司を入れるのか、もしくは4ページの講師要件だけ児童心理司を追加するのか、もしくは児童心理司に限定するのか、限定するものではないですね。

○坂本構成員 はい。5年の。

○新保座長 はい。あと5年というものをどう考えるのかということです。

これは、多分、児童相談所に近いところにおられる方にとってみれば、5年という経験をもってそこにおられる方で、この講義をやっていただける方がどの程度おられるのかと

いうことをイメージされているのだらうと思います。

では、とりあえず、2ページに戻って、2ページの講師要件から見ていきたいと思ます。

今の御提案は、イの中に児童心理司を入れるということと、5年以上というものを削除する。5年以上を削除して、児童福祉司という言葉のほかに児童心理司を入れるとなるならば、児童相談業務に従事している児童福祉司、児童心理司も何か規定があると思うので、それを入れていただいた上での児童心理士とするのか、もしくはもっと単純に児童相談所長または児童福祉司または児童心理司、これは文章の書き方は直していただくとして、所長と福祉司と心理司という3つの職種の方にする。その場合には、5年というものをとりたいたいという御提案であったと思います。このあたりはいかがでしょうか。

○佐野構成員 済みません。例えば里親の実習免除の要件だとか、里親支援専門相談員などもそうでしたが、3年という基準が割と多く出てくるように思うのですが、いかがでしょうか。5年にかえて3年。

○新保座長 5年ではなくて3年にという。ある一定の期間は必要だらうという。

○佐野構成員 はい。

○新保座長 だけれども、5年は長過ぎるのではないか。

○佐野構成員 3年であれば、対象となる職員がいるかなというイメージがあります。

○新保座長 そうですか。

それは、児童福祉司と児童心理司の両方に係る。

○佐野構成員 児童相談所において、相談指導業務に3年以上従事している児童福祉司または児童心理司等でいかがでしょうか。

○新保座長 等。

○芹澤構成員 児童精神科医もありますよね。

○新保座長 そうですね。職名で縛っていくのがだんだん厳しくなってきますね。

どうでしょうか。

○芹澤構成員 どこかで「等」を入れないとだめですよ。

○薬師寺構成員 逆に一時保護所の職員とかでもしゃべれる人がいたりとかすると。

所長または職員にしてしまうかですけれども、実務経験は3年以上でも、相談指導業務以外でも保護課の職員とか先生がおっしゃった医師の方もいらっしゃいますので、発達のところは非常にやはりそこが医師か心理司かなという。済みません。

○新保座長 そうすると、どうも広いと児童相談所長またはその職員ということになる。最も広いと。

○薬師寺構成員 実務経験3年以上で。

○新保座長 その職員については実務経験3年以上というものをつける。

そうすると、児童相談所長または実務経験3年以上の職員にすると。

例外をたどっていけば、事務的な仕事だけをしている人がもしいたとすれば、概念上は

そこに入るけれども、そこまではやらないだろうという。

○山本構成員 そうですね。

○新保座長 常識的な配慮がされるだろうということを考えれば、今の事務職員もしくは繰り返しになります児童相談所長または実務経験3年以上の職員。その場合は児童相談所職員ですね。

一定の制限をかけることになりますから、限定はちょっとこれ事務局のほうでもう一回確認していただけますか。

それで、当然、児童心理司が入るわけだから、先ほどの項目、4ページの項目についても児童心理司にお願いすることができるという状況ができたということになりますね。

どうぞ。

○坂本構成員 施設の方の中で、基幹的職員と呼ばれる方は心理とか専門相談員とか、そういう方も入っているのですかね。入らない。

○山本構成員 どういう人が基幹的職員になっているかといいますと、施設で言えば次長級の施設長に次ぐ職員がですから、全体管理的な業務に既に携わっている職員が基幹的職員の講習を受けて、スーパーバイズの役割をして、里親支援専門相談員、ファミリーソーシャルワーカー、心理職というのは、もうちょっと専門職として特化をしておりますので、基幹的職員の場合はほとんどのところが指導員なり保育士の全体が見られるまさに軸となる成長に次ぐ人が位置づけているのではないかなと思います。

それでよろしいでしょうか。

○新保座長 そうすると、もう少し広げたほうがいいのではないかという御提案ですね。

○坂本構成員 この発達のところ、理念のところは、やはりそういう方がしてくださるのがいいと思うのですけれども、やはり対象者の理解のところのいろいろな心理的な面は、心理で施設におられる方も含まれていいのではないかと。

今回のこの研修に施設の方が講師になってくださるというのは、すごく力強いことだと思いますので、できるだけその施設の経験の方が専門的な部分を含めて出て来てというのは何ですけれども、講師として経験を生かしてくださるというのはとても素晴らしいので、心理のところは特にその辺はおられるのではないかなという感じがありますがどうでしょうか。

○新保座長 どうぞ。

○薬師寺構成員 講師要件は、1-(1)と1-(2)については、2ページの講師要件でいいのかなと思うのですけれども、ちょっと発達のことを1つ1つ変えるというのもありかなと思いますので。

○坂本構成員 プラスしてというのがありますね。

○薬師寺構成員 そうですね。

○新保座長 では、そちらでいきましょうか。

1つ1つプラスしてということ。

まず、2ページから確定しましょうか。

2ページ、つまり「社会的養護の理念」という科目について担当するということ。もしくはその人の社会的養護の理念という科目について言うならば、アは残す。イについては、児童相談所長または実務経験3年以上の職員、ウについては、長と基幹職員、エについてはこのまま残すということですね。

そのまま2ページ目に行って、3ページ目についてはプラスするのが児童心理司は入っているので、ここは施設の心理職などを子どもの理解のところに入れますか。

○山本構成員 要るのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○新保座長 これはどういう表現がいいですか。子どもの。

○薬師寺構成員 心理療法担当職員。

○芹澤構成員 施設の心理療法を担当する職員。

○新保座長 そうですね。そうすると、乳児院と養護施設、母子生活支援施設等の長、基幹職員のほかに「または」がもう一個つくということですね。ウのところを追加して、心理療法担当職員でいいですか。心理療法を担当する職員。

○山本構成員 そういう名前にはなっている。

○薬師寺構成員 担当職員という名前に。

○新保座長 ああそうか。最終的な表現は、これは事務局で整理してください。

私たちは考え方を、今、提案させていただきます。

ですから、4ページについては、心理療法を担当する職員という項目をプラスしてください。一番大きな2ページのところにプラスして「心理療法を担当する職員」です。

ほかに追加する方はおられませんか。

○小木曾構成員 済みません。今さらなのですけれども、4ページの子どもの自立に向けて行われるライフストーリーワークについて伝えるというところなのですけれども、私の認識では、ライフストーリーワークは割と最近、児童養護とか乳児院とか、いろいろ切れ目のない社会的養護の中でかなり入ってきてはいるのですけれども、まだそれほどライフストーリーワークの理解というのが十分ではないかなというところがあるのですけれども、これはぜひやっていただきたいと思うのですが、もう一つ、ちょっと心理に限定はされないのですけれども、自立に向けて行われるというのであれば、大体、今はリービングケアなのですね。準備のために何をすべきかというところをきちんと押さえていかないと、なかなか高校3年になってバタバタして就職や進学ではなくて、その前からやはり自立とはいかに具体的なものであって、奨学金からどうのこうのというのは結構細かく、今、やっていますので、ライフストーリーワークは大事なのですけれども、もう一つはすごく具体的に自立というのはどういうことなのかというのを、やはりきちんと施設のほうには伝えていこうという動きがありますので、もしかしたらそのリービングケアというものも言葉で入れていたほうがいいのかという感じがします。

○新保座長 自立という言葉については、2ページのほうにあります。2ページのねら

いの⑤のところに「社会的養護における子どもの自立」それから主な内容についても「社会的養護と自立支援」というものがあるので、自立に対しての説明ということであるならば、2ページのほうかなと思います。

それは、どこだろうか。

具体的に言うと、特記事項には特に書いていないですね。そうすると、⑤の特記事項として、何かこういう書き方をしたほうが良いという御提案をいただければ⑤に書けるかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

自立支援、自立、リービングケアという言葉でしたね。

○小木曾構成員 リービングケアですね。

具体的な支援についてリービングケアの重要性とか必要性というものを伝えるというか。

○新保座長 では、特記事項の⑤として「リービングケアの重要性について伝える」というものを追加してください。

2ページ目、特記事項に⑤という項目をつくっていただいて「リービングケアの重要性について伝える」と。

では、それはそれでもう一度4ページに戻っていただいて、これをライフストーリーワークについて伝えると書いてあるけれども、これは削除するほどではないでいいですか。

どうぞ、坂本構成員。

○坂本構成員 ライフストーリーワークは、やはり本当に重要視されなければいけないと思いますが、自立に向けて行われるというわけでもないですね。

○新保座長 そうなのですね。

○坂本構成員 ええそうですね。ライフストーリーワークが行われているということが、こういう方々にとっては必要なことだろうと思いますので、思春期の問題としてちょっと書いてあるので、どちらかと言うと、何と書いたらいいでしょうか。

○湯澤構成員 済みません。そのことで。

○新保座長 どうぞお願いします。

○湯澤構成員 この思春期の問題行動、子どもの性、自立のことが3つ出てくるのですけれども、この②が、ねらいの②では発達支援を必要とする子どもの特性を理解するとなっていて、思春期というのは、むしろ①の発達段階のような気もするのですが、この発達支援を必要とする子どもの特性というところで、発達障害等は全体のほうの研修に入っているからこちらでは入らず、こちらの②ではこういうものが3つ並んでいるという理解なのか、ちょっと①と②のところでの整理が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○新保座長 済みません。まず、発達障害について、基本研修の中で入っているかどうか。子どもの障害という項目はあるけれども、その中で入るのでしたか。

心身とか知的というのはまず入るだろうと。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 それは。

○新保座長 当然入るのでしょうね。

ということは、基本研修の中の⑦として「子どもの障害」という科目があるので、その中で発達障害も含めて扱うということになると思います。

そのことについて、この「対象者の理解」の②のところでは、そうすると、さらに深めるということになるのでしょうか。

○湯澤構成員 ①と②との関係で、思春期の問題行動などが発達支援と受け止めるのか、むしろ子どもの発達段階として受け止めるのかとなったときに、ここで発達支援というのは、社会的養護の中で、何を伝えることになるのかというところのちょっと確認をしたかったです。発達支援として自立とすると、文言上ちょっと不整合なイメージもありますね。

○新保座長 ライフストーリーワークの関係で言うと、どうやら①との関係で書いたほうがいだろうと。これは①のほうがいい。

○坂本構成員 家族との。

○新保座長 家族との関係で。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 済みません。経過で言いますと、この思春期の課題というか、そういうことが特にわかるように書いてほしいということで特記をしたのです。

そういうざっと発達支援と進んでいくときに、特に課題として思春期の行動ということも取り上げてはどうかという御意見を反映した記載になっております。

ですので、ほかに特に特記されるような御意見が出ておりませんでしたので、この部分だけ特にだったので、ちょっと修正案には「も」というのは消えているのですけれども、一般的に伝えるけれども、特にこの部分も伝えるというような意味合いで、記載の仕方としてここに書かせていただいたのですけれども、全体を網羅した形で記載いただくのであれば、文言をまた御指摘いただければと思います。

○新保座長 ありがとうございます。

ちょっと私から坂本構成員にお聞きしますが、ライフストーリーワークという言葉はどこかの特記事項に書くとするならば、どの講義科目の中で扱うのがよろしいですか。

○坂本構成員 ねらいの1の、ページが先生のものとは合っていますか。

対象者の理解の「家族との連携」という科目のところ、5ページですか。そこのこの保護者だけでなく、特記事項の連携について伝えるということそのものがライフストーリーワークだと思いますので。でも、やはりライフストーリーワークというときには、今、やはり意図的に今までされていなかったものを子どもの生い立ちと一緒に語るということの作業をしていくということですので、やはりこの家族との連携のところに入れて、そういう文言で書いたらどうだろうか。

そういうことが行われているということを知っていただいていたほうがいいのではないかという感じはしますけれども、このことをこの研修受講者がするということと、それとかなり強くかかわるということはないのですけれども、多分、受講して初めての方たちは、ああこんなに家族のことを以前の育ちについてもお話を子どもたちにだんだん一緒に語っ



ていくようにしているのかということをおわかっていただくということが重要かなと思います。

○新保座長 もし、特記事項の①の文章を修正すると、どう直しますか。ライフストーリーワークという言葉はどこに入れたらいいのか。入れ方とすると、例えば、連携について、ライフストーリーワークを参照しつつ伝えるという言い方もあるし、連携について伝えると、まず、切った上で、その際、ライフストーリーワーク。

○坂本構成員 その視点を持ってということになると思うのですよね。

○新保座長 ということは、連携について、ライフストーリーワークの視点を持って伝えるでいいですか。

○坂本構成員 はいそうですね。

○新保座長 そうすると、最後、連携について、ライフストーリーワークの視点を持ってという言葉をつけ加えていければと。

○坂本構成員 ちょっと済みません。

必ずしもよくないような気がします。ちょっと済みません、急にはちょっといい言葉が思いつかないです。

○新保座長 そうですね。

○坂本構成員 なので、事務局にお預けしたい気分です。

○新保座長 では、ここの文言は事務局に坂本構成員からよい案があれば、またお出しただいて。

○坂本構成員 わかりました。

○新保座長 なければ、先ほどのライフストーリーワークの視点を持って伝える。ライフストーリーワークの視点を含めてでしたか。ちょっと。

○坂本構成員 済みません。考えます。

○新保座長 何しろ連携について伝えるのだけれども、その際に、ライフストーリーワークの視点を持ってという文言を含めてほしいということのようです。

その場合には、4ページの②は削除するということですか。

○坂本構成員 いやこれはあってもいいとは思いますが、思春期は特にそういう視点が必要。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ライフストーリーワークというのは、1つの支援スキルだと思うので、連携について、ライフストーリーワークの手法等を通じてとか、そういう位置づけで、例えば対象者の理解の家族との連携の③でしたら、ペアレントトレーニング等の養育スキルを高める支援と例示を挙げて支援の趣旨を伝えているように、そういう手法の1つとして紹介しつつ、家族との連携をそういう手法を使っているというような紹介をするというようなことでよろしいでしょうか。

○新保座長 そのことを5ページに書く。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。そういうことに。

○新保座長 4 ページはどうしますか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 4 ページについては、ちょっと思春期のところだけを特化したので済みません。

○薬師寺構成員 一番子どもたちが施設で生活する中では、保護者からの分離を体験したというか、体験し続けているというところの子どもの理解のところ、分離しているがゆえに、自分の生き立ちが全くわからないというところが関連しますので、④とか、例えば虐待もそうなのですけれども、④と関連が深いのかなということで、④のところにライフストーリーワークという言葉に移すかなのですけれども。

先ほど言われていた、思春期の問題行動の受け止め方とか、性問題への対応、自立ということは、もしかしたら済みません、②としていますけれども、①のほうがずっと落ちるかもしれません。

発達段階の中の思春期というところで、そういった問題行動、施設の子どもに関しては、そういった問題行動が施設の子どもに関しては出てくるとか、性問題というものが出てくるのだというところが①で、④のところ、思春期に限らず、分離を多く体験しているがゆえに、そういった自分の生き立ちが自分の根っこにつながっていないというところ、④からライフストーリーワークと関連が深いかもしれないです。

○新保座長 いろいろなところと関係してきますね。どう書きますか。

お願いします。

○山本構成員 この対象者の理解の「社会的養護を必要とする子どもの理解」の項目で、ごく大事な部分だと思うのです。

ここにライフストーリーワークがなぜ出てきたかという、やはり思春期を乗り越えて自立に向かっていく上で、大切な自分だったのだというところをライフストーリーワークの中で伝えていくという作業が入るので、ここにあったのかなと私は理解をしたのですけれども、今、おっしゃったように、思春期の問題行動の受け止め方、子どもの性問題への対応の理解というものを①にして、④に保護者から分離をした子どもの理解の中で、そのライフストーリーワークを使用しながら、親子関係の調整というか、親子関係調整、変な言葉だな。そういう親子関係を乗り越えていくというのでしょうか。ちょっと文章がうまく伝わりませんが、それを入れれば整理がつくのかなと思ったのです。

○新保座長 後ろのほうをもう一回教えていただければ。今の話は、特記事項の①のところでは、まず、ライフストーリーワークという言葉は直接使わないで。

○山本構成員 はい。使わないで、おっしゃったように4番にライフストーリーワークを使う。

○新保座長 使うということですね。①については、受け止め方、対応、自立について理解をする。

○山本構成員 この子どもにとって、自立に向かってという、ここの文言が入るからややこしくなるのかなと思ったら、括弧してもいいかなと思うのです。

○新保座長 ということは、2つ。思春期の問題行動の受け止め方、子どもの性問題の対応について理解する。ほかのところでは伝えるになっているのかな。伝えるという表現です。対応について伝える。

それから、④という特記事項をつけて、ライフストーリーワークの視点を伝える。

○山本構成員 視点を伝える。

○新保座長 ④というのは、保護者からの分離を体験した子どもの理解のところに特記事項をつけて、ライフストーリーワークの視点を伝える。

○山本構成員 現場的には、いかにこの親子関係の調整を行いながら乗り越えて、自立へと向かっていくかという作業の中のライフストーリーワークなので、それをどこで特記事項で、ただ、一番混乱している部分は、今、ここですよ。現場的にもすごく大事で、たちまち支援員として入られた場合、もうひっくり返るほどすごい体験をされるかなと思うのです。

○新保座長 4番の特記事項、今のところはライフワークの視点を伝えるということだけですけれども、もう少しいい文章があれば、御提案いただければ助かります。

何も書かないということは、当然、主な内容である④、つまり、保護者からの分離を体験した子どもの理解のための視点として、ライフストーリーワークの視点を伝えるという意味なのだと思います。

○山本構成員 あっさりしていいのではないかなと思う。

○新保座長 では、あっさりしたライフストーリーワークの視点を伝えるということを書いておきましょうか。ここだけでいいですか。

これは厚労省に後で問い合わせが来るかもしれませんね。どんな内容で伝えたらいいのですかとかで来るかもしれないけれども、多分ね。

○山本構成員 結局、私たちはこのライフストーリーワークという言葉を使わずに、告知としているのです。告知を何スパンも繰り返しながら、3歳、入学前、就学年、中学校に上がるときに、何度も告知を繰り返して、親子関係の調整をしてあげるとというのが私たちの支援でとても大事なのですけれども、ですから、ライフストーリー告知というのも何ですかということになりますよね。

○小木曾構成員 これはライフストーリーワークは外国から来ているのですけれども、もともと日本でやっていたらっしゃる方は、生い立ちの整理みたいなものが、生い立ちを整理しという意味で使うといいのかなと。

○山本構成員 そのほうがわかりますね。

○新保座長 いいですか。それでも。

○佐野構成員 ただ、最近、ライフストーリーワークのガイドブックというか、そんなものも出ていますので、そういったものがあると、講師としては使いやすく便利かなと思うので、新しい手法でライフストーリーワークという言葉をもう新しい制度に使っていてもいいのではないのでしょうか。

意味としては生い立ちの整理だとは思いますが。

○坂本構成員 生い立ちを語るとか、生い立ちをつむぐとか、そういう言い方で。

○新保座長 生い立ちをつむぐとか、とてもわかりやすい言葉ですけども。ここには書きにくい言葉だから、ちょっと。

○佐野構成員 私は、ライフストーリーワークというものの視点というよりは、ライフストーリーワークというワークだと思うのです。

○新保座長 ライフストーリーワーク。

○佐野構成員 そういう心理士さんと一緒にやる生い立ちの整理。

○新保座長 ごめんなさい。

○薬師寺構成員 ライフストーリーワークを初めとする生い立ちの整理について伝えるとか。

○佐野構成員 そうですね。

○新保座長 そうか。それだったら両方入りますね。ライフストーリーワークを初めとする生い立ちの整理。

○佐野構成員 生い立ちの整理。それで、これは自立に向けてばかりでは、一番最初におっしゃったとおり、自立に向けてだけではないと思うので、例えば、小学校に入る前にファーストステップでやる場合もあるでしょうし、自立に向けてという文言はここには合わないと思います。

○坂本構成員 生い立ちを知る子どもの権利ですよ。そういう視点を伝えるということ、これは入り口ですから。子どもは生い立ちを知る権利があるということがわかればいいと。具体的な。

○新保座長 まず、ライフストーリーワークの具体的なやり方については、今回はこれはまず諦めると。

それから、ライフストーリーワーク、もしくは生い立ちを整理するという事について知っておいてくださいと、そういうやり方がありますよということを知っておいてくださいまではお願いしたいということ。

今まであったのは、視点についてと書いてあったけれども、それはちょっとわかりにくいのではないかということなので、先ほど最後に出てきたライフストーリーワークを初めとする生い立ちの整理について伝えるかな。

○山本構成員 紹介というような形のほうが。

○新保座長 生い立ちの整理について。よりよい。

○湯澤構成員 よい案が逆になんですけども、そういうことがこういう社会的養護のお子さんにとってとても大事な支援の中でも必要な、大事な営みであるということを理解しつつ、この子育て支援員の方が逆にそこに立ち入っていただくことが危険な側面があるということですよ。だから、そこを理解してほしいということなのだと思うのですけれども、やはりむやみに入ってしまうということもあろうかと思しますので、それが補助的な

立場にある方と職員とのすみ分けと申しますか、子どもにとっての立ち位置と申しますか、そこを理解することがむしろ大事なのではないかと思うのです。

済みません。ますます文言が難しくなってます。

○山本構成員 それを伝えておくことによって、先に知らないことを伝えてしまうというようにリスクを軽減させる。これは現場にとってはすごく大事なことです。そういうもので、段階を追って伝えているのですよということを支援者の方が知っている。そういうものでいいのではないかなと思うのです。また余計ややこしくなってきた。

○新保座長 ちょっと待ってください。

○山本構成員 視点を伝えるでいいのではないのでしょうか。そういう生い立ちの整理。

○新保座長 生い立ちの整理をするということについて、伝えるけれども、今の話ですと、あなたはやらないでくださいということも伝える。

○山本構成員 段階を追って取り組まれているということを知っていただくということですよ。

○小木曾構成員 結構現場でも混乱しているのですけれども、取り組み始めているのですけれども、先ほどお話ししたとおり、結構テキストが出てきて、うちの職員でもテキストを買ってきて園長、これをやりますと。いやだめだと。ちょっときちんと慎重にやろうということですが、結構、その辺のところをやはり知っていただきたいのです。

だから、多分、今の本当に危機感は、だったらそういうものでちょっと勉強して、子ども自分の親のことをしゃべったから少し聞いてあげようとかと、そういうレベルではないのですよというところがあるのですよね。それをどう理解していらっしゃるかというところが、逆に。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 5番に支援者からの二次被害というものがあるのですけれども、例えば、そういう入り込み過ぎて、例えば自立支援計画をちゃんと立てて、職員の方がかかわっているのを妨げるような試みというものもよくないですよというものも含めたような意味で二次被害を考えるとというようなことでもいいのでしょうか。

ちょっと文言は私も、今、すぐに浮かばないのです。

○新保座長 やってはいけないことということ、入り込み過ぎないということは、多分、お伝えしなければいけないので、今のところでもお書きいただく必要があるかなという気がします。

○坂本構成員 まだ本当にライフストーリーワークは里親さんなどでは特にまだまだという感じなので、やっているところもありますけれども、どの感じがいいのかな。ちょっとよく。

この自立のためのライフストーリーワークということだけはちょっと違うなという感じはありますけれども、もう子どもの。

○新保座長 それは、この方たちにやっていただく。

○坂本構成員 いえいえ思春期のところに、自立のためにライフストーリーワークが必要

であるという書き方がしてあったのはちょっと違うかなということは思いますが。どうやればいいのでしょうか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 具体的な文言につきましては、本当にまだ詰めていくところになると思うので。

○新保座長 まだいいです。きょうでなくていいです。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 引き続き、また先生方に個別にお願いして、御意見をお伺いすることが出てくると思うので。

○新保座長 多分、今の状態でライフストーリーワークについて伝えるということをもここにもし書いたとすると、ここにいない人たちが講師になった場合に、ライフストーリーワークの中身について講義の中で教えると思うのです。その講義を聞いた人というのは、つまり入門者である私にこのことをやりなさいと言われていたのだろうと感じると思うのですね。

ところが、施設長さんのところに行くと、そんなのあなたちょっとやらないでと思っていらっしゃる方との間に対立関係でどこの施設も生じることになるので、そこは避けたいと思うので、やってはいけないこと。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 どこかに施設の職員の皆様が子どもの支援のためにやるべきこととしてやっていることと、それと補助員がそこに携わらないで、脇に入るといいますか、自分の分を勝手にコミュニケーションせず、好き勝手にしてはいけませんよと、連携していくという働き方のチームワークといいますか、そういうことの視点が要ということ必ずどこかに入れるということですよ。

○新保座長 そうですね。どこがいいですかね。全ての科目のどこかに。

多分、子育て支援員論という科目はなくなってしまったのですかね。これは基本研修の科目からね。子育て支援員論。つまり、子育て支援員のやるべきこととやってはいけないこと、入り過ぎないことの限界みたいなものをどこかで規定する必要があるのかなと。

特に、後者についてはとても大事だと思うのですよね。やってしまうことによるマイナスみたいなものがどうやらこの領域は想定されるので、ところが、基本研修の中ではそれが明示されにくい。でも、これは基本研修の中でも明示しなければいけないですね。共通することだと思うので。でも、そこで抜けてしまった場合に、専門研修の中では、特に社会的養護の中では、今のライフストーリーワークのようなものというのは、下手にやってしまったら、マイナスというものは物すごく大きいと思うので、それはどこかに明示しておいたほうがいいのかもしいですね。

○湯澤構成員 ガイドラインは、1ページ目で基本的な考え方で2番目の段落で補助的な支援者として従事する上で必要なことを策定するとなっているので、そのやはり項目項目で、やはり補助的支援者としては、ここに注意してほしいということがあると思うので、特に、今のようなお話の中で、そういう項目があったときには、特記事項の中に補助的支援者としての留意事項みたいな形で、何に留意してほしいかということをし文書化して

おくということがよろしいのではないのでしょうか。

○新保座長 補助的支援者として留意すべきこと。

○湯澤構成員 はい。そうですね。留意とか注意とかすべきことが、特に理解するだけでなく、理解して入り込んだことが危険な領域というのがほかにもあるかもしれませんので、何かそういうところはそういう少し特記事項に一言加筆するというか、これをやる講師の人に向けて加筆しておくという形はいかがでしょうか。

○新保座長 ということは、特記事項の番号はつけないというか、全体に該当することかもしれない。

○湯澤構成員 あるいはその特記事項の中の番号の中で特にここは注意してほしいというところを、今のところだったらあると思うのですが、書き込んでおくというやり方もあるのではないのでしょうか。

○新保座長 そうすると、先ほどのライフストーリーを初めとする生い立ちの整理について伝えるということをするけれども、ただし、補助的職員がみずからやるものではないという趣旨を明示すると。それを明確に伝える。

○湯澤構成員 はい。ちょっと文言は考えてみます。

○新保座長 ただし書きで明示しておく。

○湯澤構成員 ただし補助的支援者においてはこういうことに注意する必要があるとか、何かそう書いておいたほうが全国に広まっていったときには安全ではないかと思えます。

○新保座長 今のものを個別具体的に見ると、ただし補助的支援者については、こういうことに注意すると。こういうことはどういうことですか。先生がお考えですか。

○湯澤構成員 今の議論のことを。

○新保座長 今の議論というのは、私が整理すると、みずからやるものではないよということでもいいですか。ただし、補助的支援者がみずからライフストーリーワークを社会的養護を必要としている子どもに対して行うものではないということを明確に伝える。

○湯澤構成員 ちょっと文言はどうすれがいいか、ちょっとそれをそう表現するのがよいかどうかはちょっと難しいところだと思いますので。

○新保座長 でもどう表現するかちょっと考えないといけないので。

○湯澤構成員 はい。

○薬師寺構成員 先ほども鈴木さんがおっしゃったのですけれども、支援者からの二次被害について理解するのところに、支援者からの二次被害について理解するとともに、補助的職員として、子どもにかかわる際の配慮事項なり、留意事項について伝えるとか、その中には、当然、生い立ちの整理について触れたときに、虐待に関してもそうなのですけれども、子どもがいろいろなことを発すると。私のお母さんはこんな人だとか、幻想で言ったりとかもすることもあると思うのですけれども、それに対してどう答えるかというのは、演習で出てくるかもしれないのですが、そういう子どもからの言葉とか言動をどう捉えてどう返すのかというところが全部に係ってきますので、非常に難しいのですけれども、そ

ういった⑤に二次被害と留意事項、配慮事項みたいな形で書くかですけれども、わかりにくいですか。

○新保座長 だから、今の表現だと、留意してくださいとは言っているけれども、何に留意してくださいということは言っていないですね。留意してくださいというのは、講師に任せるという立場をとるのかどうなのか。今の表現だと、その判断は全て講師に任せるという判断になると思うのです。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 御趣旨としては、やはり職員がしていることと、補助的職員が知っておくことであっても、自分がするのではないことということを分けて伝えるということですよ。

○新保座長 だから、本当に根っこにこの子育て支援員の仕組みの根っこのところにある議論だと思いますね。

○坂本構成員 補助的職員なのですね。

○新保座長 そうですね。だから、その要請のときには、自分がやっていいことと、やってはいけないことの区別をするというのは、どうしても一番根っこで必要なのです。それはもう皆さん、本当に共通していることですね。私もこの子育て支援員の仕組みについての話題が出たときに最初に思ったのはそのことでした。

だから、考え方とすると、基本的な考え方のところに明示していいぐらいの水準ではないかなという気がします。

これはどこに書けるかということは、ちょっと、今はこうやってまとまりそうもないので、専門会議にお願いしていいですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 はい。また御意見を個別にお聞かせいただくかもしれませんが、重要なことというのは認識いたしました。

○新保座長 ありがとうございます。

少し先に進みます。

4ページから5ページにかけて、いかがでしょうか。

○湯澤構成員 済みません。そうしますと、先ほどのところに戻るのですけれども、思春期や子どもの性のことは①に入り、その後段はまた違うほうに入れたので、発達支援を必要とする子どもの理解というところでは、特記事項はなしでよろしいのでしょうか。

何か具体例で挙げなくても大丈夫なのでしょうか。

特にここで強調しておきたいこととかありましたら。

○新保座長 もしあったら。そうですね。

出てこないですね。すぐ出てこないのでもいいですか。ほかにも何かいっぱい書くということは出てくるかもしれないけれども、特記ということは今のところない。

○湯澤構成員 何かまた意見があったら集約すると。

○新保座長 そうですね。

もし、芹澤構成員、何かあったらいいですか。



ではお願いします。

○佐野構成員 思春期の問題行動や子どもの性の問題。先ほどお話があったように、思春期のお話があったからここに反映されているという話であったのですが、問題行動は思春期だけではないですね。思春期の特徴を捉えることも大事なのですが、思春期の問題行動、範囲を思春期に限定してしまうような捉え方が気になります。

○新保座長 では「思春期の」を削除して「問題行動の受け止め方」のほうがいいだろうという御提案ですね。

○佐野構成員 はい。ただ、「思春期」が必要だろうということでここに書かれているという経緯があったので、思春期の特徴的な行動は、それはそれで勉強する必要はあると思うのですが、この社会的養護を必要とする子どもの問題行動という広い意味の捉え方も必要ではないでしょうか。

小さい子どもであっても、問題行動は当然ありますし、性の問題も3歳、4歳、5歳であってもあるわけですね。

○新保座長 どう書いたらいいでしょうか。

①の発達段階ごとの理解という内容に今のところ脚注をつけるような形で特記事項として思春期という時期を中心として、問題行動の受け止め方となっている。

○佐野構成員 発達段階ごとに。

○新保座長 今のところ、案というのは、発達段階ごとのと言っておいて、その上でその中の特に思春期に焦点を合わせて問題行動の受け止め方と書いてあるけれども、構成員の発言の御趣旨は思春期だけではないよということなので、思春期をとれば、それぞれの発達段階ごとの問題行動の受け止め方という表現になるので、取れば広がると思います。

○佐野構成員 と思うのですが、済みません。

○新保座長 何か問題がありますか。

○佐野構成員 とってしまうということ。

○新保座長 つまり、思春期で焦点化をすることが特に必要だという視点であるならば、思春期のと書いたほうがいいと。特記事項としてわざと書くぐらいだから、全ての段階について受け止め方と捉えると、物すごく漠然としてしまうかなという感じもする。

概念として広ければ広いほど、焦点が合わなくなる可能性が高いので、それはもうどちらでも構わないと思います。

今の御趣旨は問題行動の受け止め方というところであって、その問題行動というのは年齢はどの段階においてもあるだろうという御趣旨なのだろうと思います。

思春期のを削除してもよろしいのであれば、そのようにしたいと思います。

○佐野構成員 多分、こんな小さい子でもこんなことをするというのはびっくりするような行動があると思うのですね。

○新保座長 ありますね。

○佐野構成員 なので、思春期のほうが一般的な社会的養護を必要とすると子どもという

よりは、一般的な感じがするので。

○新保座長 どうぞ。

○坂本構成員 それはそうなのですけれども、やはり自立が近い時期の思春期にやはり自立をしていかなければいけないという部分も含めて、社会的養護の子どもたちの思春期の課題というのはとても大きな課題だと思うので、やはり思春期のというところが私にとっては重要な意味を持つような気がしますので、このままでいいのではないかなと思います。

○新保座長 ほかの方はいかがですか。

○山本構成員 私もそう思います。

今、児童養護施設でも、ファミリー訪問、そして里親家庭で思春期を抱えるというところ、一番問題、課題の多い時期が乗り越える時期がこの時期だと思いますので、これも思春期でいいと思います。

○新保座長 では、済みませんが、思春期のというものを残す形で思春期の問題行動の受け止め方という項目にしたいと思います。

○芹澤構成員 いいですか。

○新保座長 どうぞ。

○芹澤構成員 逆に、私、問題行動は、問題というところに引っかかってしまったのですけれども、問題行動という表現がいいのか、思春期の行動の受け止め方でいいのかなと、それは問題視していいのかなというのが気になったのです。

○山本構成員 ああ思春期の行動の受け止め方でもいいです。

○新保座長 思春期で御提案は思春期の問題行動ではなくて、思春期の行動の受け止め方、問題は削除する。

○芹澤構成員 ごめんなさい。ちょっと引っかかって。

○湯澤構成員 思春期に特有なとか。

○新保座長 思春期に特有なも美しいですね。

でも、イメージすることは一緒ですから。思春期の行動の受け止め方と思春期の問題行動。

○坂本構成員 やはり問題行動のほうが具体的ですね。

○新保座長 イメージもちょっと違いますね。でも問題が入っているとまずいですか。

○芹澤構成員 どうなのでしょう。皆さんがよければいいのですけれども、ちょっと引っかかってしまったので、それが問題なのか、自然のことなのか、いろいろ思春期の成長の中でのいろいろなことというのであれば、それは問題捉えるほうがいいのかなとか。

○新保座長 では、思春期の特有の行動の受け止め方。

○薬師寺構成員 済みません。

○新保座長 お願いします。

○薬師寺構成員 実態としては、やはり問題行動として不適用として上がってくるので、やはり問題行動、不適用行動というか、問題行動というのがあったほうが明確に伝えられ

るかなとは思いますが。

○芹澤構成員 不適切な言動とかだったらオーケーなのですからけれども。

○薬師寺構成員 不適用行動でもいいですからけれども。

○新保座長 不適用行動。

○芹澤構成員 それを問題としてします。

○新保座長 ではそうすると、間をとると思春期の不適用行動。余り使わない言葉ですね。

○芹澤構成員 ごめんなさい。

○新保座長 何か元の案にしておきましょうか。後で直す時期が来るかもしれませんから。

今は、多分、もしかしたら思春期の問題行動のほうが伝わりやすいかもしれません。

ありがとうございます。

ほかにお気づきの点ありますか。

もう5ページに入ってください。

よろしいですか。

6ページは。意見が分かれたみたいですからけれども。

7ページも遊びをとということで入れていただいたものをそのままの感じですね。

いいですか。

8ページはいろいろ修正が入っているようですからけれども。

それぞれのページをごらんいただくときに、講師要件の中で、プラス要件。

何かあったらどうぞ。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 済みません。8ページのストレングス視点あるいはエンパワーメントというものを御意見いただいたのですけれども、これは具体的に少し教えていただきたいなと思っていたのです。

○新保座長 これは。

○湯澤構成員 何かここに褒め方とか、しかり方と書いてあって、当然、そういうストレングス視点とかエンパワーメントということに触れていくだろうとは思っているので、このままでも構わないかと思いますが、何かこのペアレンティング・プログラムとか、そこら辺だけ具体的に書かれてしまっているの、そこまで具体的に書くならば、もうちょっといろいろなこれを伝えてほしいというような何か、そういう援助技術についてのワードを入れ込んだほうがいいのか、でもなくても伝えられるとやっていただける。同じことだとは思いますがけれども、挙げてみたところです。

○新保座長 どちらか1つ入れるとすると、どちらになりますか。

○湯澤構成員 スtrenグス視点。

○新保座長 スtrenグス視点について学ぶ必要がある。

それは、特記事項の②かな。何とかについて伝える。その際、ストレングス視点について。先ほどのもので言うと、伝えるの後にその際ストレングス視点などについても伝える。何か二度伝えるようになりますけれども、とりあえずそうしていただいてもいいですか。そ

の際、ストレングス視点についても伝える。

○湯澤構成員 はい。

○新保座長 簡単にストレングス視点についてお話いただいていいですか。

○湯澤構成員 そんな。

○新保座長 いや、先生がイメージされているものについて、多分、ちょっとわかりにくい雰囲気、今、あったので。

○湯澤構成員 そうですか。

○新保座長 済みません。

○湯澤構成員 何か補助的な支援者のいろいろな方が参入される可能性があって、一生懸命しつけなければと、そういうような形でどうかかわりをなさる方がおられるかなとも、社会に出たら困るからとか、でもそういう言葉が入って行くたびに、その前提として、まず、その子の持っている力や発達可能性やさまざまなそういう本来持っているその子の強みといったところを支援者が理解していく、またはそういうかかわり方の中に褒め方やしかり方があるというようなことを理解していただくことができたならそれでいいということでもないかと。ただほめればいいということでもないかと、何でほめるのかみたいな、その根底的な考え方を理解していただくという意味合いで掲げていただきました。

○新保座長 ここにキーワードがあることで、講師も調べて、自分で勉強してお話することになると思いますね。

いいと思います。そうしましょう。

はい。

○薬師寺構成員 上にもともと主な内容の中に、しかり方など、コモンセンス・ペアレンティングというのがありまして、基本、そのコモンセンス・ペアレンティング・プログラムという1つのプログラムなのですけれども、こう書いたものの、これを代表として出してしまっているのかというのは、ちょっと若干ありまして、児童養護施設とか、ファミリーホーム等で、これが一番一般的に広がっているなら、例示として出してもいいかと思うのですけれども、その辺のちょっと確認をお願いいたします。

○新保座長 いかがですか。

ペアレンティング・プログラム。中黒が入っていてもいいですね。

では、それを例示すると。

ではコモンセンス、中黒をとると。削除すると。

お願いします。

○坂本構成員 済みません。次の話に行っていていいですか。

○新保座長 いいです。お願いします。

○坂本構成員 特記事項の1のところ、子どもが虐待の話をはじめたときというところに生い立ちや虐待の話と入れるのはどうでしょうか。

○新保座長 子どもが生い立ちや虐待の話。いいですね。

済みません。御意見お願いしていいですか。

生い立ちや虐待と。

ではちょっと聞いていいですか。そのときにどういう対応をしたらいいのでしょうか。

生い立ちや虐待について、この補助的職員がどう対応したらいいか。

これ、多分、意見交換が必要かもしれません。

○坂本構成員 ああそうなのみたいな感じで聞くだけにとどめて、それでどうしたという感じで、次の段階に掘り起こさないというのがいいのではないのでしょうか。

○新保座長 掘り起こさないようにするのが大事だと。

○坂本構成員 ええ。どうでしょうか皆さん。

○新保座長 そうしてほしい。

○小木曾構成員 修正案にもそうありますね。修正案の中に必ず。

○坂本構成員 否定も肯定もしない。そうなのという感じで。

○小木曾構成員 聞きだしたりとか、深くそれどうしたのというのはないですよ。

○新保座長 多分、補助的職員に関してはそうですね。

○山本構成員 審査職員のトレーニングのときに、やはりこれどう切り返すかということは重ねて使います。やはり、今、言われたときに、ああ丸々ちゃんはそう思っていたのだねとか、そうなのだねと。それ以上絶対言わないという。子どもに引っかけられないという。二言ですよ。だから、答え方は具体的に伝えれば、すごく補助員の方はいいかなと思います。

○新保座長 そうですね。このところちょっと大事になりそうですね。特記事項の①のところですね。

○坂本構成員 記載もそういう形でしておられるのではないかと思います。

○山本構成員 そうです。

○新保座長 その内容を、本当は特記事項の①の中に書いたほうがいいのでしょうか。

つまり、具体的な場面を想定した演習を行うといったときに、しっかり傾聴する、掘り起こしてしまうという場面が当然想定されると思うのです。

講師の人がそのことを確認、そのことについて、特に気をつけないといけないと思うのですが、今のところそれは明示はしていないのです。明示はしなくても、講師たるものそれぐらい気をつけるという、そういう大人の対応をされているものだと思うのですが、ただ、これはガイドラインですので、本当は書いておいたほうがいいのかという気がするのです。でも何と書くのか。物すごく長くなってしまいますね。間違っていないと思うのです。

間違っていない大人の対応を私たちが講師にお願いしている。

○山本構成員 傾聴と共感の捉え方の。

○坂本構成員 傾聴と共感の言葉で返せばいいのだらうと思うのです。

○新保座長 傾聴と共感。

- 坂本構成員 共感と前に書いてあるのですね。
- 新保座長 ああそうか。
- 山本構成員 ある程度トレーニングを受けた方だったら、傾聴と共感ということの基礎的なところは御理解いただけていると思うのです。
- 新保座長 講師のほうはね。
- 山本構成員 はい。
- 新保座長 それはそうですね。傾聴と共感がわかっていて、講師がわかっていて。そうすると、傾聴と共感で止めてくださいと。
- 坂本構成員 ということですね。
- 新保座長 これが大事なところなのですね。傾聴と共感で止めてくださいという演習をやってくださいと書いたほうがいいですか。
- 傾聴と共感で止めてくださいという演習をやってください。端的に言えばそういうことなのですよ。日本語としてはとても変ですけども。
- これをお願いしていいですか。その趣旨がわかるように書いてください。
- ちょっと、今、日本語とつくっていると、時間が間に合いそうもそうなので。
- ほかに何かお気づきの点、お願いします。
- よろしいですか。
- 9ページはいかがですか。
- 佐野構成員 済みません。
- 新保座長 どうぞ。
- 佐野構成員 今の8ページのところなのですが、個人情報の保護についてのところにも含まれると思うのですが、虐待や生い立ちのことだけではなくて、ここに住んでいる方とか、兄弟のことだとか、どこの小学校に行っているだとか、そういったことを聞き出していかないよというところも、一般の方に向けて書いておいたほうがいいのかと思います。
- 新保座長 同じように、やり過ぎないようにしましょうということですね。
- それを伝えるということですね。
- 今、手元にある情報だけではなくて、新たな情報を聞き過ぎないという、そういう趣旨ですね。
- 佐野構成員 はい。
- 新保座長 ありがとうございます。
- ほかに何かお気づきの点はございますか。
- では、続いて10ページ、演習です。
- これは、今のところ、基幹職員まで書いています。乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長、または基幹職員。
- 先ほどの心理のところについて、または心理療法を担当する職の人というのが4ページ

のところに入っていますが、演習科目の担当講師はどういう人がよろしいでしょうか。

2ページのもの、まず、ベースとしてあるのですが、それにプラスするという考え方になると思いますけれども。

どうぞ、お願いします。

○芹澤構成員 例えば、今までと同様に、科目1-(1)と同じに入れながら、ただし現場職員がより望ましいとか。

○新保座長 ああそうですよね。

○芹澤構成員 そうというような文言を入れていただくのはどうでしょうか。

○新保座長 現場職員が望ましい。

そうすると、今のところ、先ほど申し上げたことですが、現場職員というものの中には、その前の現場職員というのは、2ページで言うところの、つまり乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設の長等基幹職員、この人のことを現場職員と言っています。

○芹澤構成員 そのとおりですね。

○新保座長 基幹職員までここは止めていいですか。その先はふやす必要がありますか。

ここまででいいですか。

○芹澤構成員 いいですよ。私はいいのではないかと思います。基幹職員まで止めておく。

○佐野構成員 日本については、里親も入っているし、

○新保座長 ごめんなさい。4はどこですか。

○佐野構成員 済みません。演習の講習要件については。

○新保座長 里親をやる。

では、新たに、里親。

エとして里親を入れる。それともウのところに入れる。

乳児院、児童養護施設、ちょっと場所は後で考えてください。里親というものを入れたいみたい。

○佐野構成員 ファミリーホームも里親もここに。

○新保座長 ウのところ。

○佐野構成員 入ってくるのですよね。

そうですね、ファミリーホームと里親はウのところになりますね。

○新保座長 今の御提案は、2ページのものをずっと持つてくるということを前提に、ウのところはファミリーホームと里親の人たちがこのこの演習を担当できるようにしてほしいという御趣旨です。

多分、それが必要なことだろうと思います。

書式は、ウに入れるのがいいのか、もう一つ別項目を立てるのがいいのか、ちょっとそれは御検討ください。必要な御指摘だろうと思いますが、ありがとうございました。

ほかに何かお気づきの点、ありますか。

よろしいですか。

では、活用方法にいきます。

科目履修制として。

科目履修制は制度の意味ですね、科目履修制度として。通常、私たちが使う制度の「制」という字を使うのですけれども、これは科目履修制度という意味で書いていらっしゃるのかな。

「(案1)」のすぐ下の丸。科目履修制度として使う。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ごめんなさい。ポイント制という意味です。科目履修制という。

○新保座長 ああそうか。何としたらいい。何と書いたらわかりやすいか。

ポイント制のほうがわかりますか。どちらが。どちらが。

○佐野構成員 「(ポイント制)」とか。

○新保座長 「科目履修制(ポイント制)」にしましょうか。

これが同じものと考えていいか。

○佐野構成員 どういうものだポイントが。里親研修、そのほか。その原因。施設の方もとれるのですかね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 実際には御提案を前にちょっと載せさせていただいたのですけれども、

○佐野構成員 里親の現任研修のポイント化というところについては、まず、うちのほうで里親さんのスキルアップ研修というのを年10講座をやっています、その中で、受ける人、受けないというところの差があるものですから、来年度からポイント化して、受託している子どもの年齢に応じて、何ポイント以上はやらしてもらおうというようなことをポイント化しようとしていることがあります。

そこで、里親さんに限定しての提案だったのですけれども、現任研修として、この専門研修を受けることも里親の研修のポイントに入れていけたらいいなと最初提案をしました。

それが根底にあって、現在の仕事をなさっている児童相談所の職員であるとか、保健師、里親、また子育て経験のないいろいろな職員の方たちに、この学びたい部分だけ拾って学ぶというような科目履修みたいなことができればいいなと思って提案しました。

○新保座長 言葉の表現とすると「科目履修制(ポイント制)」という表現で間違いないですね。表題のところ、案1の下に書く内容ですけれども。

○佐野構成員 済みません。ポイント化というのと、科目履修を選んでするというものが同じという認識はないのですが。

○新保座長 では。

○湯澤構成員 体制とか、ポイント制と言葉がいろいろ出てきてしまわなくなっていきますので、科目ごとに履修できる制度として活用できるみたいな、そういうことを素直に書くといいのかなと。



○新保座長 ではそうしましょう。

では、そのように表現を。いいですね。

○佐野構成員 はい。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、言葉をそろえるということに。

それから、ちょっと予定時間になってしまったのですが、多分、あと30分ぐらいはかかると思います。

よろしいでしょうか。済みません。

ほかいかがでしょうか。11ページ、12ページ。

お気づきの点があったらどうぞ。

○湯澤構成員 12ページではないです。13ページ。

○新保座長 結構です。13ページいきましょう。

○湯澤構成員 先ほどの最初のきょうの資料1の1ページの御説明のところ、ボランティアという言葉について、いろいろ御意見が出たということがあって、ボランティアという言葉は修正のイメージ図をしているということと、13ページでボランティアスタッフとして活躍というところの整合性がちょっととれないような気がするのですけれども。

○新保座長 済みません。前半のところでは、私、よくわからなかったのですけれども、前半、どこでしたか。

○湯澤構成員 きょう資料1で1ページ目で御意見でボランティアという言葉はやはり無償というイメージがあったり、この制度になじまないのではないかとということがあって、イメージ図を修正している一方で、こちらではボランティアとして活躍と書いてあると、整合性がとれないような気がしますが、いかがでしょうか。

○新保座長 そうですね。これは御提案いただいたのはどなたでしょうか。

施設や里親、ファミリーホームを支援するボランティアスタッフの支援の質。

事務局のほうですか。書いたのは。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 最初に、実際、そういう里親にはならないけれども、里親を支援するスタッフの方がいらっしゃる。それはボランティアでなさっておられる。

その方々がこういう研修を受けて、質が向上しているのであれば、さらに安心できるというような御意見だったのです。

○湯澤構成員 それで、基本的に職員と補助的支援員とボランティアがどう違うのかという、そこが難しいなと思うのですけれども、どのようなイメージか教えていただければと思います。

○薬師寺構成員 欠席はしているのですけれども、例えば、イメージとしては里親家庭とかファミリーホームを支える地域の方々みたいなイメージですかね。

○佐野構成員 そうです。この村だったらそういう方々ですね。遊びだけとか。

○湯澤構成員 それか、補助的職員のその種類が何以下2種類ぐらいあったかと思うので

すが、それとどう違うかがわからないのです。

○坂本構成員 ファミリーホームの補助的職員とは違います。

○湯澤構成員 違ってもうちょっと。

○坂本構成員 ボランティアです。有償だったり、交通費を払ったりはしてはいます。

○湯澤構成員 無償のボランティアとして。

○坂本構成員 無償の方もおられますね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 幅広に議論をしていて、無償の方から補助的職員の方、その役割が明記されたファミリーホームの補助的職員まで、幅広にあるのだけれども、何をあの部分で記載するかという議論はたしかにしたのですけれども、幅広だったので、活用策として、そういうボランティアの方も含まれるという記載がここにあってもいいのかなということで、このまま文字は修正していないのです。

○新保座長 湯澤構成員としては、補助的職員とボランティアの区別が不明瞭になるから、あえてないほうがいいのではないかぐらいの感じですか。

○湯澤構成員 多分、今、現にボランティアに見えている方がいらして、その人にもうちょっとお勉強していただくというところで活用するというイメージならば理解できるのですが、そうではない方に、これを受けてもらったとして、来てくださいということは、何かそうすると、何で1ページのイメージ図を修正したのだろうということになりますので、整合性はどこかでとってもらったほうがよいのではないかなと思います。

○新保座長 どうぞ、お願いします。

○薬師寺構成員 あくまで補助的職員として雇うというのは、別に里親はファミリーホームを地域で支えるとか応援するボランティアスタッフと言ってもわかりにくいですか。

○湯澤構成員 わかることはわかるのですが、そうすると、これを受けてボランティアで活躍する人と、子育て支援員として活躍する人の2種類が輩出されるということになると思うのですけれども、それであれば、イメージ図が基本なのだけれども、レアではなくて、派生型としてボランティア型があるという理解になると思うのですけれども、そういうことなのでしょう。

ちょっと確認です。済みません。これは。

○新保座長 多分、そういうことなのだろうと思うのです。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 このイメージ図にボランティアスタッフも入れていたのですけれども、それをきょうはイメージ図にその全部細かいことを盛り込むのは難しいので、ボランティアのほうは誤解されやすいということとったのですけれども、趣旨はボランティアスタッフに研修してもらおうというよりは、研修を終わった人が、自分が働く、どういう形で働くかというときに、補助的職員というのではなく、ボランティアとして、無償でいいのです。働きますという方もいらっしゃるかもしれないけれども、それも質の向上にはつながるという趣旨でございます。

○湯澤構成員 懸念するのが、そしたらお金を払わないほうが楽だから、ではボランティ

アでやろうというところがいっぱい見えるということを懸念します。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 誰がですか。誰が払わない。払う人はだれですか。

○湯澤構成員 施設側が。

○新保座長 当然、施設長3人とか。

○山本構成員 このボランティアの方の質の向上というのは、すごく大切だと思うのですが、湯澤委員のおっしゃるように、支援員との質は違うかなと思います。

そこが混乱すると、ただ、もと幅広くしてこの社会的養護の子どもたちを支える協力者の養成というような理解でいくと、これでもいいかなと思うのですが、ただ、ボランティア、そんなお金払わないし、ボランティアでやってなんて絶対言いませんよね。

○芹澤構成員 そうですね。ただ、難しい。学習ボランティアとか、大学生も取らそうという形で、大学生のボランティアというのは、かなり来てくれているのですよね。

そういう人たちが、そのこれを取って、さらにスキルを上げたいというのはあると思うのですよね。

○新保座長 今の説明だとこれはわかりますね。

○芹澤構成員 それと、補助的職員として、ただ、今でも、多分、施設はボランティアに来ている学生と学生にアルバイトしてもらっているというのと両方あるのではないかなと思うのです。

○湯澤構成員 あります。

○芹澤構成員 ただ、そこの整合性はただ、ボランティアスタッフと書くのがいいのかどうかというのは、確かにちょっと微妙な感じはするのですよね。

○山本構成員 協力者ではだめなのですか。養育の協力者、ややこしくなりますね。

○新保座長 ファミリーホームを支援する協力者の。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 前回の議論はボランティアというのが何か無償をすごくイメージさせてという御議論がありましたので、ボランティアにとって、スタッフとか協力者というところにするということが。

○新保座長 では、ボランティアスタッフのところ、協力者にしてみまじょうか。ちょっともう一回読んでみないと。

ファミリーホームと支援する協力者の支援の質の向上。

○薬師寺構成員 地域の協力者。

○新保座長 支援する地域の協力者にしますか。

それでは、協力者の前に「地域の」という3文字をつけます。

ちょっと読んでみますね。

施設や里親・ファミリーホームを支援する地域の協力者の支援の質の向上。

まあまあいいですかね。

お願いします。

○坂本構成員 現実、子どもの村でしているのは、ボランティアさんは大変たくさん登録

しておられて、そして本当に重要な遊びプログラムなどをしてくださる方は、宿泊研修などもするぐらいの研修を受けていただいている、でも、本当に幅広いいろいろな方がおられるのですね。

こういうものがあれば、むしろ私たちもお勧めもできるかもしれないし、それから自分たちでボランティアをしたいと思うときに、これをやはり別にお金がほしいとか、正規に雇ってほしいとか、そういうことだけでなく、そういう本当に幅広く本当にボランティアの方がふえていくというそういう基礎的なところにはなると思うので、ボランティアという言葉は捨てがたい。

○新保座長 あえて入れたほうがいい。

○坂本構成員 あえて入れたほうがいいと。

○新保座長 一方でボランティアを書くと無償化の道をたどりそうな気がします。

○湯澤構成員 いえ、きょうの最初の議論からの整合性をつけようとする、整合性がちょっとわかりにくい、この議論に参加していない人はとりわけわかりにくくないでしょうかということなのですけれども。資料1の1ページとそれに加えてイメージ図ができたということ、この案3が基本はこの制度なのだけれども、このイメージ図の制度なのだけれども、ボランティアスタッフの養成にもなりますという御提案という感じなのでしょうか。

○坂本構成員 養成とも思っていないのですけれども、やはりこの業界というのですか、社会的養護の子どもたちのために何かしたいと思っている方はたくさんおられて、だから子どもの村でも専門研修はもちろん里親研修をしているのですけれども、一般研修というのも言葉としては変なのですけれども、一般研修というのを年に4回ぐらいしていて、子どもの権利とか社会的養護とか、そういうことについて、愛着の問題とか、項目は大体限られているのですが、そういうものをしていることによって、子どもの村から社会的養護に関心を持たれていくというのでしょうか。そういう道筋があるので、その一般研修はとても大事にしているのですね。これはそれに当たるなという。しないということではないのですけれども。

○新保座長 そうすると、頭の3文字「施設や」をとりますか。施設については例外にしますか。今の話は里親、ファミリーホームの話ですね。

○坂本構成員 いや、それは施設でボランティアをしたいと思う方もおられるかもわかりません。

とにかくここの社会的養護の子どもたちのためにできることは何だろうと思う方がおられるということですね。里親に行かれる方もあるかもしれない。施設のボランティアをされる方もあるかもしれない。里親でのちょっとボランティアをされる方もあるかもしれないみたいな。

○新保座長 さあどうしましょうか。

お願いします。

○坂本構成員 学生さんたちもたくさん受けられますよね。

○新保座長 お願いします。

○佐野構成員 前回、このイメージ図でその話をしたボランティアという言葉のことで、私も指摘させてもらったのですけれども、受ける側の人からすると、ボランティアという言葉の意味合いの受け取り方の違いだと思うのですが、やはりこれだけのボリュームの研修を受けて、ボランティアというところが受ける側のモチベーションが保てないといったところもあるのではないかと思います。そこを少し施設にもボランティアはたくさんいらっしゃるのですよね。これだけの研修を受けた方と何も受けていない方が同列になってしまうことが、少し気になっているところです。

では、地域の協力者というのと、ちょっと区別されるのかというのと、またそこはどうかとも思うのですが。

○新保座長 どうぞ。

ちょっといいですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 できましたら、本当は子育て支援研修が実際動きだして、活用してみたらこうだったという具体例が伴うと、誤解をされるのが少なくなると思いますけれども、今の段階なので、実際にされている状況を御報告いただいたことを踏まえて、こういう使い方をしたのですけれども、上げるときに、できるだけ実践例というようなものがついていると、そんなに誤解を生まなくていいのかもしれないなどは思うのです。ちょっと一般化しようとするので、制度と先ほどの整合性につかないというような感じがしてしまうのかなとは思っています。

○新保座長 この案3の上の囲みの中では「ボランティア等」と書いてあって、下は「ボランティアスタッフ」と書いてあったので、ボランティア等の「等」の中には何が入るのだろうとすぐ思うのですが、何が入るのでしょうか、これは。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 下の例えば、子育て支援員事業に従事するスタッフというものはボランティアではありませんので、この2つ、例示している活用内容の2つを含めて。

○新保座長 ボランティア等の「等」というのは、子育て支援事業に有償というか、補助的職員として既にかかわっていらっしゃる方をイメージして、そのことを等の中に含めている。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。はい。ここの書き方はこの2つを含めて表現しようとしております。

○新保座長 そうなると、先ほどの湯澤構成員の心配みたいなものがちょっと伝わってくるような気がします。何て書いたらいいのだろう。

お願いします。

○芹澤構成員 よろしいですか。

○新保座長 お願いします。

○芹澤構成員 ここに入れるのかどうか、議論の中で、例えば社会福祉士をもって来た職員がその保育技術が不足していると。やはりこういうものを取ったりとか、それを含めてでは看護師さんとか、ドクターもという話も議論の中であったと思うのですよね。それが多分抜けているので、どこかに入っていますか、この。

○新保座長 それは案の2のほうに入っているかなと。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 社会福祉士とは書いていないかもしれません。

○新保座長 保育士を例として書いてありますね。

○芹澤構成員 はい。これは保育士は逆に保育士でいいのかなと思ったのですが、何かその辺をもうちょっと入れたら。

ボランティアのスタッフなのか、スタッフというのを。私が思ったのは、ボランティアはスタッフなのかなというところが逆に気になったのです。

○新保座長 でも、こちらは、ボランティアは大切なスタッフなのですよね。きっと。多分そうなのですよ。ここに認識の違いがあるのですよね。

○坂本構成員 有償の方もおられるし、全くボランティアの方もあります。

○新保座長 それが認識のずれがあるのですよね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 一般化したものではなくて、活用した個別の例としてお聞きしたものをここに記載したという形になっているので、一般化して考えるとちょっと違うという感覚もあるのかもしれないので、書き方はちょっと難しいなどは確かに思うのです。

○坂本構成員 案3の1項目の2番目のレスパイト、子育て支援事業の里親家庭の子どもたちが子育て支援事業に預かってもらっていると。それはレスパイトに活用できるけれども、それをしてくださる方が社会的養護を知っていたらいいねという話ですかね。この2項目目。

今の子育て支援事業をしてくださっている方たちは、社会的養護のこういう研修は受けていない。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 そうですね。余りカリキュラムとして入っていないと思います。

○坂本構成員 ですよ。受けておられませんね。だけれども、こういう社会的養護のことをちょっとでも虐待を受けた子どもとか、やはり別離を経験している子どもの特徴とか、そういうものを一般の子育て支援の中で知っている方たちがふえていけば、それはとても安心だねということですかねという意味です。何かちょっと意味が。

○新保座長 お願いします。

○薬師寺構成員 案3を2つに分けるといいますか、子育て支援事業に携わっている方々に分けたほうがすっきりするのかどうかちょっとよくわからないのですけれども、地域の協力者であるそのボランティアという社会的養護を今、坂本構成員おっしゃったような、子どもたちに何かしたいという方々に受けていただくというところと、あともう一つは、

やはりちょっと質が違うので、もう分けていただくかですけれども、いろいろな活用例がありますということで、ちょっと分けてやったほうがもうちょっと具体的にイメージしやすいかなとは思っています。

○新保座長 では、分けるという方向で考えさせていただいていいですか。

多分、これほかのものも2つずつ書いてきているので、ここも2つ書きたいということで書いていると思うので。

どうぞ、お願いします。

○湯澤構成員 済みません。長くなってしまうので手短に。

多分、恐らくこの基本研修修了者と専門研修修了者という段階があるかと思うのですが、そのボランティアという方にとりか、これを受けて基本研修かあるいは専門研修かこれを受けてボランティアとして活躍していただく方もここに入るのだという議論はここよりはむしろ全体としてそれを統一できるかという、そういう議論なのではないでしょうか。そもそも子育て支援員という制度がボランティアの養成というものをどう考えるのかというのがこの分科会だけではなく、チームだけではなくて、全体にかかわる議論がするのですが。

○新保座長 今の御趣旨は、子育て支援員という仕組みはそもそもボランティアの養成ではないと。

○湯澤構成員 いや、ではないというか、そこを含むのかどうかは全体のチームのこういう御議論になのではないかと理解しました。

○新保座長 そうですね。これは今までの私たちのものも、それから、もしかしたら、親会の中での議論の中にも、ボランティアをイメージしているところがあるように思います。これは明確に議論してはいないのだろうなと思うけれども、含んでいるような気がします。

○湯澤構成員 わかります。

○新保座長 今まではそういう感じでやっていたように思います。

ただ、それは確認しなければいけないですね。

ありがとうございます。

○薬師寺構成員 1番は保育人材というところで、ほかのところはあるのですが、ファミリーサポートセンターも入っているので、そういうボランティア的な要素も含んでいるよということですと、あともう一つ、私のほうから案2で前回欠席させていただいたので確認なのですが、潜在的な社会的養護における支援人材の掘り起こしのところでいきますと、現場復帰を支援するというところでいくと、これは全部を受けなくてもいいというか、社会的養護コースだけを受けてもいいし、社会的養護コースの中でも幾つか受けてもいいということを示すのか、示さないのかというところは議論されていますでしょうか。

○新保座長 していないですね。

○薬師寺構成員 恐らく受けてくださいと言ったときに、科目履修の話もあるので、その中で聞きたいところだけを聞いてというのもありということでもいいのですよね。

○新保座長 そうしないとですね。

○薬師寺構成員 そうですね。わかりました。

○坂本構成員 科目履修証明書などが。

○新保座長 科目履修証明書ですか。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 今の段階では、基本研修と専門コースという形でやっています、修了証を出す場合は、全部履修することになっていると思います。

ですので、ポイント制とか、科目履修制という形で活用した場合に、それはあくまでその活用の範囲であって、子育て支援員の研修が終了されているという形にはならないと考えられます。

ちょっと見ておりますのは、例えば、保育士の方がこのコースの補助員として余り想定できないけれども、補助員の方として働きたいともし万が一そういう方がいらっしゃった場合の基本研修を免除するかどうかという議論はあると思うのです。個別の活用になると思います。

○新保座長 ありがとうございます。

ではちょっとほかの項目に移りたいと思いますが、ほかで。

○芹澤構成員 ちょっといいですか。

○新保座長 お願いします。

○芹澤構成員 今のところは、先ほど言った社会福祉士とかの活用を2のところは人材の掘り起こしと現場復帰ということで、活用内容も出産を機にしたとか、定年前に退職したベテラン職員の保育士ということしか書かれていないので、その活用を入れると、多分受講者は大分ふえるのではないかなと思うのですが。

○新保座長 そうすると、保育士のほかに社会福祉士と書くということですか。今の御趣旨は。

○芹澤構成員 そうですね。だから、これは保育士資格取得、その下のものもそうですね。保育士取得後に領域が変わったというのではなしに、福祉士を取って、児童福祉施設に就職した者がこれを履修したら、子どもの部分の福祉士という場合、広い意味でのソーシャルワーカーの勉強なので、保育技術については学んできていないので、そこを埋めるという役割が非常に大きいのではないかなという活用を前には思っていたのです。

だから、人材の掘り起こしと現場復帰の支援になってしまうと、現場復帰とかではなしに、現に今いる職員の資質の向上という感じですね。

○新保座長 今のところは案の4のお話でしょうか。社会福祉士の養成にかかわる人たち。

○芹澤構成員 これはだから大学生と主婦ですよ。現場に入っている職員ですよ。入るとか。新採の職員ですよ。

○湯澤構成員 今、働いている人を指しているのですね。



○芹澤構成員 今、働いている人。

それで、保育士以外の資格をもって。

○山本構成員 1に学びの場を提供と。

○芹澤構成員 1に入れる方がいいかもしれないなということを私も先ほど思ったのですが、ここでなぜか児童相談所のような形になったりとかしているのです。

○新保座長 では、このところに施設の新規職員も入れるとか。

○芹澤構成員 そうですね。あとは保育士以外の資格を持ったとか、それで就職したというような形の。

○新保座長 ということは、保育士は社会的養護の学びをしなくてもよいという前提になるのですか。

○湯澤構成員 今、先生が保育士がダブってしまうからそうおっしゃっただけだと思うのですが、特にそう書かなくてもよろしいのではないかと。

○芹澤構成員 はい。

○新保座長 そうすると、児童相談所の新任職員・の後に施設の。

○芹澤構成員 そうです。児童相談所や施設の新任職員という形にしてもらったらそれでオーケーだと。

○芹澤構成員 ありがとうございます。

ではそうしましょう。

児童相談所の後に「や施設」という言葉、3文字入れていただいてもいいですか。

お願いします。

○薬師寺構成員 そうなると、子育て支援員専門研修で新任職員を育成するみたいな感じになって、本来は、施設の職員研修があるべきところなので、ちょっとそこが気になるのです。

本来は、その児童養護施設なり、社会的養護施設の施設職員研修とは別途あるべき。

○坂本構成員 責任があるわけですがけれども、それをうちが担うのでいいのですかね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 ですので、ここでの御提案は、そういう場を科目履修制とすることで、ダブらせて活用するという、効率的な交流とその同時に参加されることで、それぞれの職域の方々との交流ができるなどのちょっとプラスアルファができるのではないかとというような活用例の御紹介だったのでした。

○新保座長 だけれども、当然、児童相談所の新任職員とこれからボランティアをやるという人が同じ講義を聞いて、隣同士こう並んで講義を聞くということになるのですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 確かにそうなのですが、そういう御意見だったのでした。

○新保座長 があったということですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 はい。そういうなかなか社会的養護を世の中に学ぶ場がないという。そういう御指摘です。

○新保座長 それを1つの例として書いておきましょうということですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 はい。

○新保座長 ありがとうございます。

いいですね。書きましょう。

○芹澤構成員 もう一点よろしいですか。

14ページの社会福祉分野の大学生のところの「(2、3年生)が」というのは、これは前の親会の提案で大学生が採れるようにというところでも、こういう文章は入っていないので、この2年生、3年生という括弧書きのところはここでは取ったほうがいいかなと思ったのです。

○新保座長 とるというのは。

○芹澤構成員 消してしまう。

○新保座長 消すということですね。

○湯澤構成員 あと済みません。これは中高生は限定しなくてもいいのではないですか。

○新保座長 先ほどの話ですね。

ちょっとこれをとるとするとどうなるのですか。地域のひとり親家庭の居場所。

○湯澤構成員 「地域のひとり親家庭の居場所づくり、学習支援等」もうそれだけで。

○芹澤構成員 子どももない。

○湯澤構成員 はい。母親も。

母親も来る居場所もありますもので。母と子の居場所もあるし。

○芹澤構成員 母親や子どもという意味で。

○湯澤構成員 もうどちらでもいいように、ただ言葉をとってしまえば、今あるものに適用できるという感じがしますので。

○山本構成員 でもひとり親家庭ですよ。

○湯澤構成員 主語が、今、母子生活支援施設においてと書いてあるのですけれども。

○芹澤構成員 いや、でも地域の子育て支援でも構わないとは思いますが。

○湯澤構成員 いいですか。では地域の居場所づくり。どんどん広がっていく。

○芹澤構成員 そうそう。

母子生活支援施設においても、極端にすると施設においてでいいのかなという気もするのですけれども。

○新保座長 そうすると、ひとり親家庭。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 例えの例示なので、一般化を全部していただかないでも大丈夫かもしれません。

○新保座長 なくていいのですね。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 例えばこういう。

○新保座長 この件については。

○芹澤構成員 例示であると。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 はい。

○新保座長 1つの例として母子生活支援施設の場合はこうであると。その場合の対象が地域のひとり親家庭であると。芹澤先生は中高生と限定したほうがいいと提案されたけれども、湯澤構成員の話は限定しないほうがいいのではないかと。その延長上で中高生も同じということですね。

ここは拡大するバージョンで行きましょうか。

○芹澤構成員 いいです。どちらでも別に。

○新保座長 では、そうさせていただきます。

これで一とおわり終わりました。

12時30分になりました。ちょうど時間どおりですけれども、あと10分なら大丈夫ということですが、何か一言ずつ、5分はとてとれないので、せっかくだから、小木曾構成員からあいうえお順に。一言ずつお願いしていいですか。

○小木曾構成員 済みません。ちょっと途中いろいろあつて抜けまして、きょう最後だけは何とかと思って出てきています。

私も別に児童養護の児童施設の代表ではないのですけれども、本当に、今、いろいろな状況が起きていまして、社会的養護を担う学生を含めて、なかなか、今、うちも募集をしているのですが、なかなか来ていただけません。この間も話しましたが、本当に1年生、2年生、3年生の段階からきちんとやはり現場から発信をして育てていかなければいけないというところで、この仕組みが何とかそれこそ我々社会的養護を担う人材の発掘の1つの手立てになっていったらいいと思いますし、これがやはり我々やはり活用して、行政と連携をとりながら、ぜひやっていきたいなど、これにかかわった者として改めて思うところです。

本当にいろいろと勉強させていただきまして、ありがとうございました。

○坂本構成員 私も最初に申し上げましたように、社会的養護の入り口としてこの研修制度が広がっていくものになればいいなという、いろいろ検討したところですが、

それともう一つは、これをする立場というか、この研修をもし民間としてする立場ということになったときに、どういう形でこれを広めていけるのかなというようなことなども委託もありですよというので思いながら聞いていましたが、きょうお集まりの委員の方々、本当にすぐれた実践をしておられるので、どちらかという、それを受けていく側という視点で考えていただくとすばらしいのではないかなと思いました。

○佐野構成員 ありがとうございます。ふなれでなかなか自分の意見をうまく言えなくて反省が多いです。政令市なので、やはり地域が狭いなと自分の考えを振り返りながらもっと広い視点というのが必要だなと思いました。それから普段かかわることのない皆様の、いろいろな施設の方の視点が聞けて勉強になりました。

ありがとうございました。

○新保座長 何か40分には出なければいけないみたいなので。済みません。ちょっと巻い

てお願いします。済みません。ありがとうございます。

○薬師寺構成員 大阪の場合は、なかなか大規模施設が多くて、これから小規模化、分割とか、グループホーム化みたいな里親さんもどんどんふやしていかないといけないというすごく課題が大きいのですけれども、社会的養護というものをとにかく地域の方に知っていただくというところが一番課題になっておりまして、そういう意味でも、幅広く受けていただけるような研修にしなければいけないなと思いました。

本当にありがとうございました。

○芹澤構成員 社会的養護をなかなか知る機会は逆に本当はないのだなと。ただ、私もちよっとほかのところであったので、社会的養護を地域に知ってもらおうと、何か子どもにレッテルを張られてしまって、余計つらい思いをするというようなこともあって、常に自分の中で矛盾している気持ちがあるなというのはいつも感じるところです。

○山本構成員 いろいろ勉強させていただいて、ありがとうございました。

新保先生と全擁の協議会を御一緒にさせていただいたときに「子どもの利益を考えれば、施設はそれ以上のものができなければだめだ」というような一言をおっしゃっていただいたときに、私たちはいかに養育の質を上げていくかというところを問われているのだなと思いました。

この内容をずっと見させていただきながら、施設で養育に携わる私たちが専門職として本当に厳しく向上していかなければいけないということを改めて感じさせていただきました。

ありがとうございました。

○湯澤構成員 皆さん、熱心な御議論お疲れさまでした。

この制度ができた際に、今後、フォローアップをどうしていくかといいますか、効果の側面もあるでしょうし、また一方で施設の側のどうこの制度を活用しているかというところの課題などもやはり目に見える形で評価が必要かなということと、やはり第三者評価の中とか、自己評価の中にこのことも組み入れていくことになるのかどうかなど、その辺もまた引き続きぜひよろしくお願ひいたします。

○新保座長 どうもありがとうございました。

私は皆さんたちと御一緒にこれを考えられたことをとてもうれしく思っていますし、光栄に感じております。

御尽力、本当にありがとうございました。

課長、一言お願いします。

○大隈家庭福祉課長 検討会を5回にわたり開催いたしまして、非常に御多忙な中でタイトな日程でセットさせていただいて、事務局としても至らないところもあったかと思えますけれども、大変御協力いただいて科目・内容についても固めることができましたし、またガイドラインなど、まだ事務局として詰めなければいけないところがたくさんあるのですけれども、4月からいい仕組みとできるように頑張っていきたいと思っております。

また、いろいろ細かいところを詰めていくに当たって、皆様方のお知恵を拝借したり、アドバイスをいただく機会がまた引き続きあるかと思えますけれども、そのときは、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○新保座長 では、終わりにしていいですね。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。